

令和元年度第 1 回東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部会議

令和元年7月3日（水）午前10時～
東大阪市役所18階大会議室

次 第

- 1 人口ビジョンの状況及び社会増減の状況、転入出アンケート結果の概要報告
- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成30年度取組内容及び実績
- 3 今後の総合戦略
 - (1) 国の第2期総合戦略の方向性
 - (2) 本市の第2期総合戦略の方向性
- 4 第2期総合戦略策定に向けたスケジュール

<配布資料>

●次第

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 《資料 1-1》 | 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」 |
| 《資料 1-2》 | 平成30年(2018年)における東大阪市の転入・転出の状況 |
| 《資料 1-3》 | 平成30年(2018年)における大阪府下自治体の転入・転出状況 |
| 《資料 1-4》 | 転入出アンケート結果から見える特徴、転入出アンケート結果概要 |
| 《資料 2-1》 | 東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略について(全体像) |
| 《資料 2-2》 | 平成30年度に国の交付金を活用して実施した事業内容 |
| 《資料 2-3》 | 東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業のKPI等設定シート |
| 《資料 3-1》 | 第2期総合戦略について |
| 《資料 3-2》 | 国のまち・ひと・しごと創生基本方針2019(案)について |
| 《資料 3-3》 | 東大阪市スポーツ推進計画の概要 |
| 《資料 3-4》 | 民間活力導入による花園中央公園の効果的な運営・管理に向けて |
| 《資料 3-5》 | 東大阪市多文化共生情報プラザ(新聞記事) |
| 《資料 4》 | 第2期総合戦略策定のスケジュール |

国立社会保障・人口問題研究所発表
「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」について

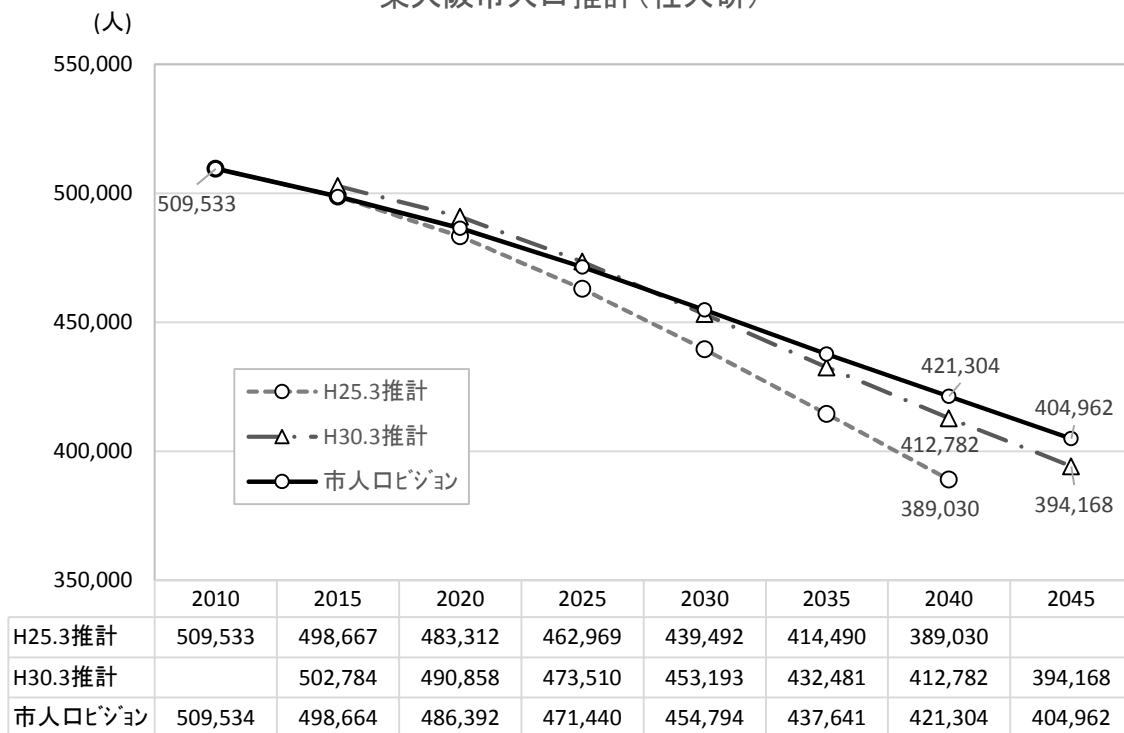
○平成 30 年 3 月 30 日、平成 27（2015）年国勢調査を基に、平成 57 年（2045）年までの 30 年間について男女 5 歳階級別に推計した将来人口が、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）から発表された。

※前回の社人研人口推計は平成 25 年 3 月に発表され、平成 22（2010）年の国勢調査を基に、平成 22（2010）～52（2040）年の 30 年間について、推計されている。東大阪市人口ビジョンは平成 25 年推計を基に作成されている。

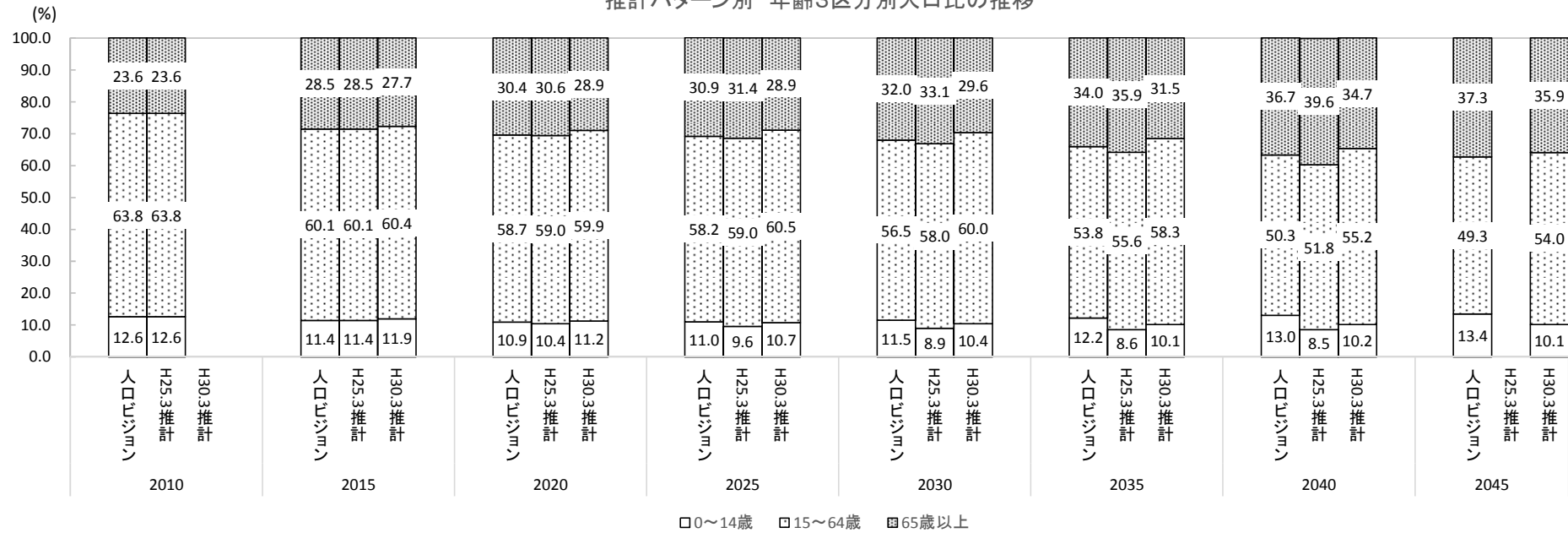
○東大阪市の総人口の推計について

- ・2040 年における東大阪市の総人口の推計値は、平成 25 年推計は 389,030 人だったが、平成 30 年推計は 412,782 人となり、約 6%増加している。
- ・2045 年における東大阪市の総人口の推計値は、平成 30 年推計では 2010 年の 77%まで減少、人口ビジョンでは 2010 年の 79%まで減少する。
- ・人口ビジョンと平成 30 年推計を比較すると、平成 30 年推計は人口ビジョンに対し、2040 年で 8,522 人、2045 年で 10,794 人下回る。

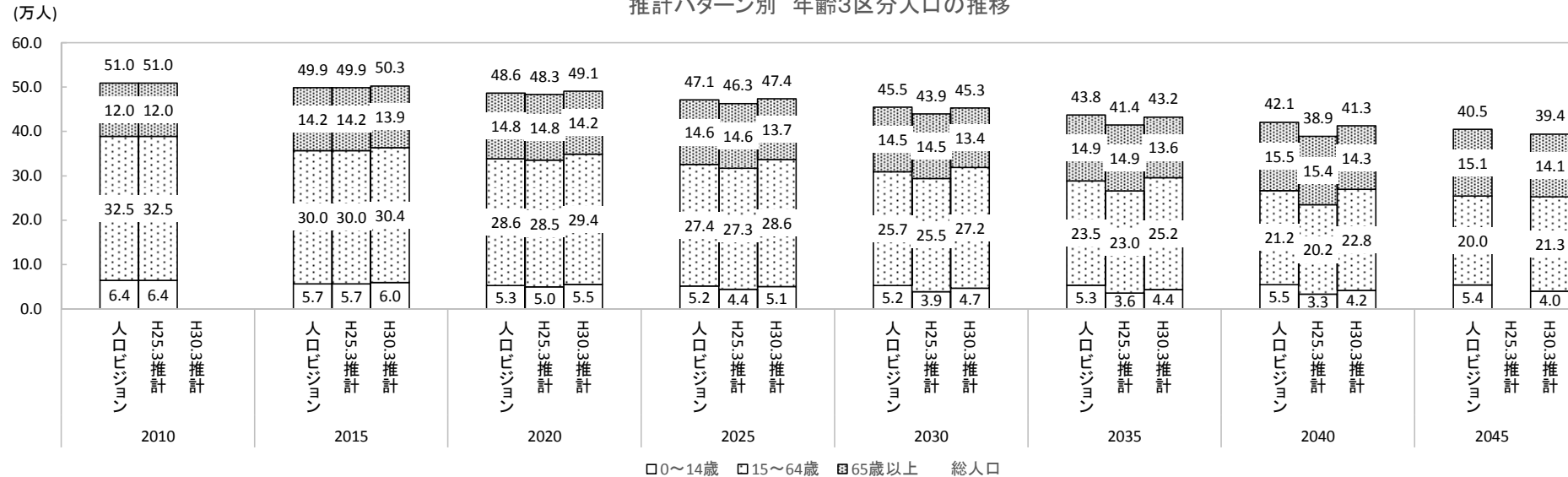
東大阪市人口推計（社人研）



推計パターン別 年齢3区分別人口比の推移



推計パターン別 年齢3区分人口の推移



平成 30 年（2018 年）における東大阪市の転入・転出の状況
 ―住民基本台帳人口移動報告結果より―

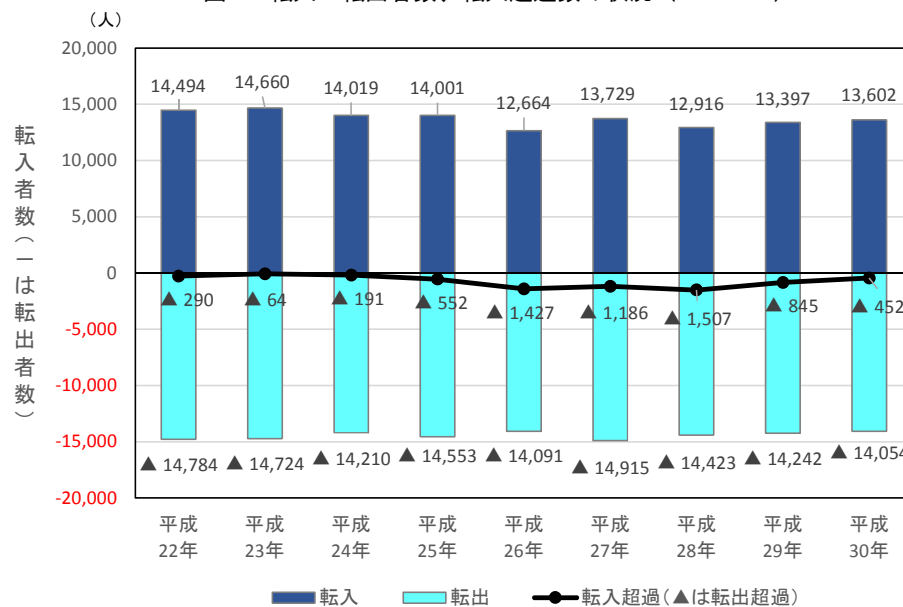
※注：平成 30 年結果より、日本人移動者数とあわせて、外国人も含む移動者数も発表されていますが、経年変化をみるため、このレポートでは日本人移動者に絞って結果をまとめています。

1. 転入超過数の状況

（1）全体

転入超過数の総数は 452 人で、前年に比べ 393 人（46.5%）の減少となっている。

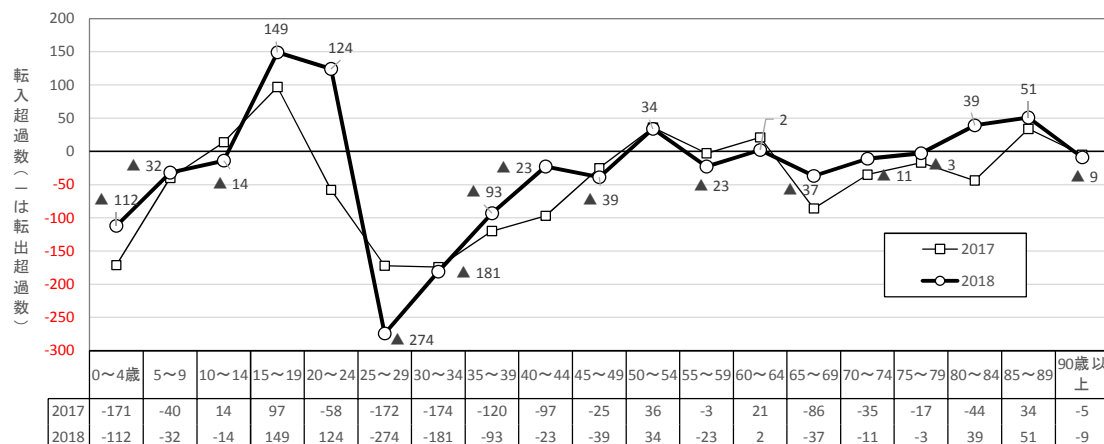
図 1 転入・転出者数、転入超過数の状況（H22～H30）



（2）年齢別（5 歳区分）

転入超過数が最も多いのは 15～19 歳、転出超過数が最も多いのは 25～29 歳である。対前年増加数が最も増加したのは、20～24 歳（182 人）、最も減少したのは 25～29 歳（102 人）である。

図 2 年齢 5 歳階級別転入超過数の状況（2018、2017）



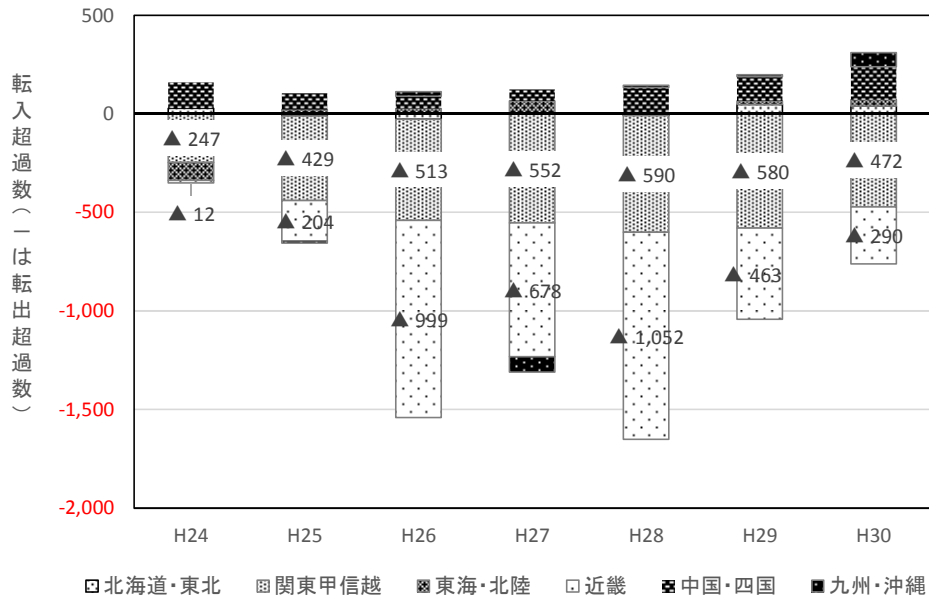
2. 地域別の転入超過・転出超過数の状況

(1) 全国地方別の状況

転入超過数が最も多いのは関東甲信越、次いで近畿となっている。前年と比較すると、関東甲信越が約 2 割減少、近畿が約 4 割減少している。

(表 2)

図 3 地方別転入超過数の状況 (H24～H30)

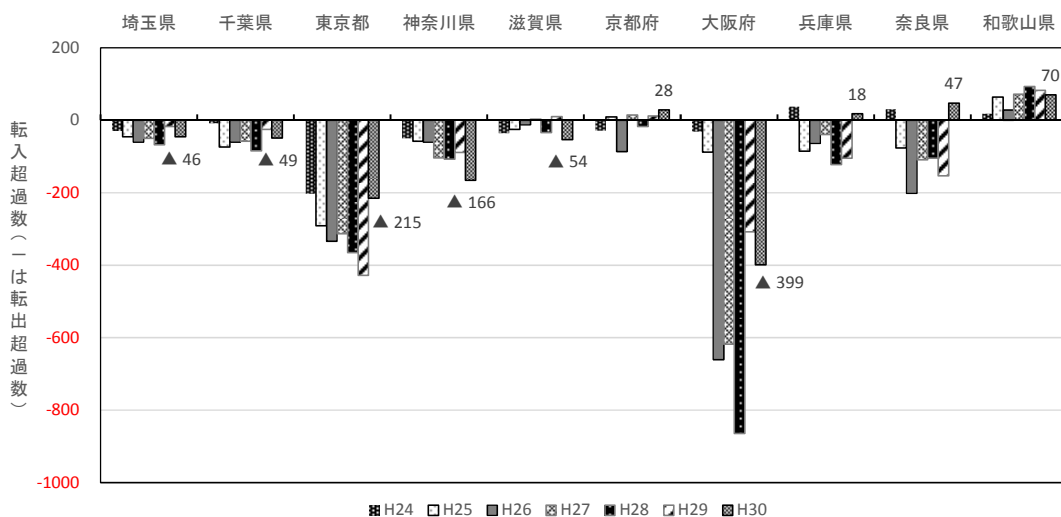


(2) 都道府県別の状況

転入超過数が最も多いのは和歌山県、転出超過数が最も多いのは大阪府である。前年と比べ、転入超過数が最も増加したのは東京都 (213 人)、転出超過数が最も増加したのは大阪府 (91 人) である。

(表 2)

図 3 東京都周辺及び近畿圏における都道府県別転入超過数の状況 (H24～H30)



(3) 大阪府下市町村別の状況

転入超過数が最も多いのは大東市、転出超過数が最も多いのは八尾市である。(表3、表4)

(4) 隣接市への状況

八尾市への転出超過数は、前年に続き100人超。八尾市へは6年連続転出超過数が100人を超える。

八尾市、生駒市へは毎年転出超過となっている。

表1 隣接市への転入超過数の状況 (H24～H30)

市区	転入超過数(－は転出超過)						
	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
大東市	80	213	-12	1	78	121	90
八尾市	-20	-187	-105	-107	-188	-159	-104
大阪市鶴見区	62	46	76	-6	-12	-45	13
大阪市城東区	31	90	-21	-41	-54	19	21
大阪市東成区	-27	33	59	29	51	22	-62
大阪市生野区	-40	3	0	-3	44	22	-4
大阪市平野区	36	4	11	29	20	13	26
生駒市	-47	-58	-75	-74	-136	-109	-54

図4 隣接市への転入超過数の状況 (H24～H30)

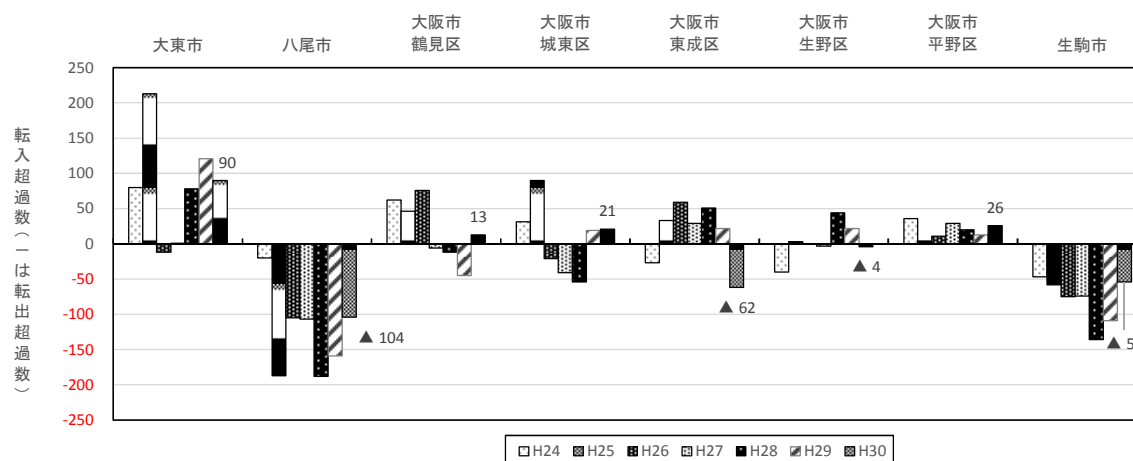


表2 都道府県別転入者数、転出者数及び転入超過数（2017年、2018年）

地方 区分	都道府県			転 入 者 数				転 出 者 数				転 入 超 過 数 (－は転出超過)			(人)
				2018年	2017年	対前年増減		2018年	2017年	対前年増減		2018年	2017年	対前年 増減数	
						実数	率(%)			実数	率(%)				
北海道・東北	総 数			13,602	13,397	205	1.5	14,054	14,242	-188	-1.3	-452	-845	393	
	北 海 道・東北	北海道	88	100	-12	-12.0	73	66	7	10.6	15	34	-19		
		青森県	16	6	10	166.7	8	11	-3	-27.3	8	-5	13		
		岩手県	13	12	1	8.3	9	7	2	28.6	4	5	-1		
		宮城県	36	39	-3	-7.7	26	34	-8	-23.5	10	5	5		
		秋田県	5	9	-4	-44.4	7	4	3	75.0	-2	5	-7		
		山形県	5	5	0	0.0	9	8	1	12.5	-4	-3	-1		
		福島県	24	24	0	0.0	15	18	-3	-16.7	9	6	3		
(小 計)			187	195	-8	-4.1	147	148	-1	-0.7	40	47	-7		
関東甲信越	茨城県	35	30	5	16.7	49	41	8	19.5	-14	-11	-3			
	栃木県	23	25	-2	-8.0	20	19	1	5.3	3	6	-3			
	群馬県	29	25	4	16.0	26	19	7	36.8	3	6	-3			
	埼玉県	155	179	-24	-13.4	201	197	4	2.0	-46	-18	-28			
	千葉県	168	147	21	14.3	217	173	44	25.4	-49	-26	-23			
	東京都	514	384	130	33.9	729	812	-83	-10.2	-215	-428	213			
	神奈川県	171	207	-36	-17.4	337	296	41	13.9	-166	-89	-77			
	新潟県	31	22	9	40.9	36	35	1	2.9	-5	-13	8			
	山梨県	16	14	2	14.3	14	16	-2	-12.5	2	-2	4			
	長野県	44	31	13	41.9	29	36	-7	-19.4	15	-5	20			
	(小 計)			1,186	1,064	122	11.5	1,658	1,644	14	0.9	-472	-580	108	
東海・北陸	富山県	19	27	-8	-29.6	30	29	1	3.4	-11	-2	-9			
	石川県	50	72	-22	-30.6	51	55	-4	-7.3	-1	17	-18			
	福井県	45	45	0	0.0	46	41	5	12.2	-1	4	-5			
	岐阜県	51	53	-2	-3.8	54	50	4	8.0	-3	3	-6			
	静岡県	98	80	18	22.5	63	77	-14	-18.2	35	3	32			
	愛知県	319	281	38	13.5	361	352	9	2.6	-42	-71	29			
	三重県	182	187	-5	-2.7	127	122	5	4.1	55	65	-10			
	(小 計)			764	745	19	2.6	732	726	6	0.8	32	19	13	
近畿	滋賀県	150	179	-29	-16.2	204	169	35	20.7	-54	10	-64			
	京都府	445	430	15	3.5	417	419	-2	-0.5	28	11	17			
	大阪府	7,401	7,615	-214	-2.8	7,800	7,923	-123	-1.6	-399	-308	-91			
	兵庫県	979	885	94	10.6	961	990	-29	-2.9	18	-105	123			
	奈良県	848	745	103	13.8	801	899	-98	-10.9	47	-154	201			
	和歌山県	212	226	-14	-6.2	142	143	-1	-0.7	70	83	-13			
	(小 計)			10,035	10,080	-45	-0.4	10,325	10,543	-218	-2.1	-290	-463	173	
中国・四国	鳥取県	58	46	12	26.1	34	52	-18	-34.6	24	-6	30			
	島根県	47	58	-11	-19.0	34	36	-2	-5.6	13	22	-9			
	岡山県	139	123	16	13.0	129	140	-11	-7.9	10	-17	27			
	広島県	179	179	0	0.0	133	139	-6	-4.3	46	40	6			
	山口県	64	64	0	0.0	43	44	-1	-2.3	21	20	1			
	徳島県	73	52	21	40.4	63	44	19	43.2	10	8	2			
	香川県	87	91	-4	-4.4	96	70	26	37.1	-9	21	-30			
	愛媛県	133	107	26	24.3	103	89	14	15.7	30	18	12			
	高知県	77	63	14	22.2	54	46	8	17.4	23	17	6			
	(小 計)			857	783	74	9.5	689	660	29	4.4	168	123	45	
九州・沖縄	福岡県	192	206	-14	-6.8	171	182	-11	-6.0	21	24	-3			
	佐賀県	25	22	3	13.6	17	22	-5	-22.7	8	0	8			
	長崎県	48	31	17	54.8	32	28	4	14.3	16	3	13			
	熊本県	62	55	7	12.7	52	58	-6	-10.3	10	-3	13			
	大分県	35	40	-5	-12.5	28	24	4	16.7	7	16	-9			
	宮崎県	48	40	8	20.0	37	48	-11	-22.9	11	-8	19			
	鹿児島県	85	89	-4	-4.5	80	83	-3	-3.6	5	6	-1			
	沖縄県	78	47	31	66.0	86	76	10	13.2	-8	-29	21			
	(小 計)			573	530	43	8.1	503	521	-18	-3.5	70	9	61	

【参考 外国人の転入・転出の状況】

15～19歳で転出超過、20～39歳で転入超過が目立つ。特に25～29歳での転入超過が顕著である。

図5 外国人及び日本人+外国人の年齢5歳階級別転入超過数の状況（2018）

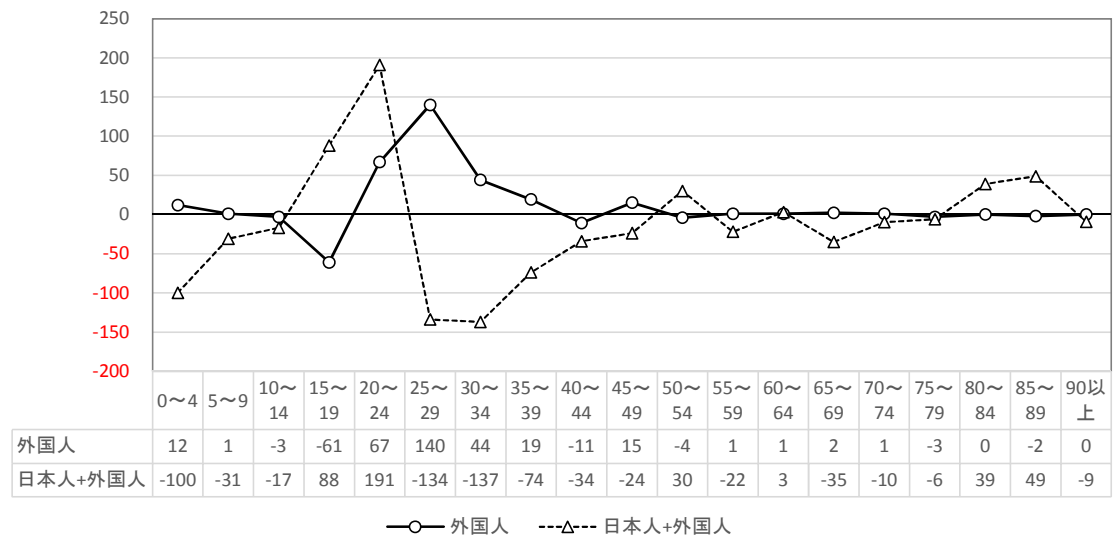


表 3 大阪府下市町村別転入者数、転出者数及び転入超過数（2017 年、2018 年）

(人)

市町村名	転 入 者 数				転 出 者 数				転 入 超 過 数 (－は転出超過)		
	2018年	2017年	対前年増減		2018年	2017年	対前年増減		2018年	2017年	対前年 増減数
			実数	率(%)			実数	率(%)			
大 阪 府（総数）	7,401	7,615	-214	-2.8	7,800	7,923	-123	-1.6	-399	-308	-91
大 阪 市 都 島 区	101	132	-31	-23.5	108	119	-11	-9.2	-7	13	-20
大 阪 市 福 島 区	54	60	-6	-10.0	92	82	10	12.2	-38	-22	-16
大 阪 市 此 花 区	61	53	8	15.1	52	42	10	23.8	9	11	-2
大 阪 市 西 区	134	154	-20	-13.0	185	197	-12	-6.1	-51	-43	-8
大 阪 市 港 区	97	73	24	32.9	62	64	-2	-3.1	35	9	26
大 阪 市 大 正 区	45	25	20	80.0	46	40	6	15.0	-1	-15	14
大 阪 市 天 王 寺 区	130	139	-9	-6.5	158	166	-8	-4.8	-28	-27	-1
大 阪 市 浪 速 区	178	146	32	21.9	169	186	-17	-9.1	9	-40	49
大 阪 市 西 淀 川 区	64	67	-3	-4.5	54	79	-25	-31.6	10	-12	22
大 阪 市 東 淀 川 区	136	165	-29	-17.6	133	137	-4	-2.9	3	28	-25
大 阪 市 東 成 区	296	345	-49	-14.2	358	323	35	10.8	-62	22	-84
大 阪 市 生 野 区	397	398	-1	-0.3	401	376	25	6.6	-4	22	-26
大 阪 市 旭 区	74	79	-5	-6.3	106	85	21	24.7	-32	-6	-26
大 阪 市 城 東 区	359	321	38	11.8	338	302	36	11.9	21	19	2
大 阪 市 阿 倍 野 区	72	62	10	16.1	98	80	18	22.5	-26	-18	-8
大 阪 市 住 吉 区	104	92	12	13.0	130	115	15	13.0	-26	-23	-3
大 阪 市 東 住 吉 区	106	117	-11	-9.4	155	147	8	5.4	-49	-30	-19
大 阪 市 西 成 区	91	114	-23	-20.2	111	98	13	13.3	-20	16	-36
大 阪 市 淀 川 区	125	143	-18	-12.6	144	148	-4	-2.7	-19	-5	-14
大 阪 市 鶴 見 区	322	308	14	4.5	309	353	-44	-12.5	13	-45	58
大 阪 市 住 之 江 区	74	85	-11	-12.9	78	96	-18	-18.8	-4	-11	7
大 阪 市 平 野 区	304	322	-18	-5.6	278	309	-31	-10.0	26	13	13
大 阪 市 北 区	127	144	-17	-11.8	208	201	7	3.5	-81	-57	-24
大 阪 市 中 央 区	193	213	-20	-9.4	258	215	43	20.0	-65	-2	-63
大 阪 市（合計）	3,644	3,757	-113	-3.0	4,031	3,960	71		-387	-203	-184
堺 市 堺 区	54	77	-23	-29.9	80	82	-2	-2.4	-26	-5	-21
堺 市 中 区	51	44	7	15.9	43	43	0	0.0	8	1	7
堺 市 東 区	38	50	-12	-24.0	27	40	-13	-32.5	11	10	1
堺 市 西 区	47	54	-7	-13.0	55	69	-14	-20.3	-8	-15	7
堺 市 南 区	53	43	10	23.3	32	49	-17	-34.7	21	-6	27
堺 市 北 区	94	86	8	9.3	83	99	-16	-16.2	11	-13	24
堺 市 美 原 区	10	26	-16	-61.5	19	20	-1	-5.0	-9	6	-15
堺 市（合計）	347	380	-33	-8.7	339	402	-63	-15.7	8	-22	30
岸 和 田 市	88	43	45	104.7	52	43	9	20.9	36	0	36
豊 中 市	148	133	15	11.3	182	181	1	0.6	-34	-48	14
池 田 市	41	29	12	41.4	46	39	7	17.9	-5	-10	5
吹 田 市	116	133	-17	-12.8	148	178	-30	-16.9	-32	-45	13
泉 大 津 市	19	28	-9	-32.1	19	35	-16	-45.7	0	-7	7
高 槻 市	79	97	-18	-18.6	91	88	3	3.4	-12	9	-21
貝 塚 市	18	35	-17	-48.6	27	11	16	145.5	-9	24	-33
守 口 市	141	107	34	31.8	126	164	-38	-23.2	15	-57	72
枚 方 市	187	175	12	6.9	183	180	3	1.7	4	-5	9
茨 木 市	114	104	10	9.6	84	87	-3	-3.4	30	17	13
八 尾 市	752	766	-14	-1.8	856	925	-69	-7.5	-104	-159	55
泉 佐 野 市	36	34	2	5.9	28	42	-14	-33.3	8	-8	16
富 田 林 市	45	60	-15	-25.0	46	42	4	9.5	-1	18	-19
寝 屋 川 市	183	156	27	17.3	135	174	-39	-22.4	48	-18	66
河 内 長 野 市	31	42	-11	-26.2	30	33	-3	-9.1	1	9	-8
松 原 市	72	71		1.4	61	64	-3	-4.7	11	7	4
大 東 市	554	592	-38	-6.4	464	471	-7	-1.5	90	121	-31
和 泉 市	61	73	-12	-16.4	58	52	6	11.5	3	21	-18
箕 面 市	33	35	-2	-5.7	76	67	9	13.4	-43	-32	-11
柏 原 市	89	113	-24	-21.2	82	73	9	12.3	7	40	-33
羽 曳 野 市	67	56	11	19.6	83	90	-7	-7.8	-16	-34	18
門 真 市	163	201	-38	-18.9	131	129	2	1.6	32	72	-40
摂 津 市	36	48	-12	-25.0	74	47	27	57.4	-38	1	-39
高 石 市	9	16	-7	-43.8	19	11	8	72.7	-10	5	-15
藤 井 寺 市	42	46	-4	-8.7	60	44	16	36.4	-18	2	-20
泉 南 市	16	10	6	60.0	7	12	-5	-41.7	9	-2	11
四 條 畷 市	103	84	19	22.6	107	95	12	12.6	-4	-11	7
交 野 市	42	51	-9	-17.6	60	50	10	20.0	-18	1	-19
大 阪 狭 山 市	27	28	-1	-3.6	10	24	-14	-58.3	17	4	13
阪 南 市	10	17	-7	-41.2	12	10	2	20.0	-2	7	-9
島 本 町	14	6	8	133.3	9	6	3	50.0	5	0	5
豊 能 町	6	3	3	100.0	6	5	1	20.0	0	-2	2
能 勢 町	1	0	1	—	1	7	-6	-85.7	0	-7	7
忠 岡 町	5	5	0	0.0	5	4	1	25.0	0	1	-1
熊 取 町	14	19	-5	-26.3	2	11	-9	-81.8	12	8	4
田 尻 町	27	31	-4	-12.9	28	36	-8	-22.2	-1	-5	4
岬 町	9	4	5	125.0	3	9	-6	-66.7	6	-5	11
太 子 町	7	12	-5	-41.7	8	11	-3	-27.3	-1	1	-2
河 南 町	5	10	-5	-50.0	6	11	-5	-45.5	-1	-1	0
千 早 赤 阪 村	0	5	-5	-100.0	5	0	5	—	-5	5	-10

条件	色
転入者数、転出者数 200人以上	黄色
転入者数の対前年増減 20人以上	ピンク
転入者数の対前年増減 -20人以下	赤色
転出者数の対前年増減 20人以上	赤色
転出者数の対前年増減 -20人以下	ピンク
転入超過数 マイナス	赤色
転入超過数の対前年増減 20人以上	ピンク
転入超過数の対前年増減 -20人以下	赤色

表 4 平成 30 年 近畿地方への転入超過・転出超過数上位 20 市区町村
(市全体、0～39 歳を抜粋)

市全体			0～4歳			5～9歳			10～14歳			15～19歳			20～24歳			25～29歳			30～34歳			35～39歳		
順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数
1	大 東 市	90	1	大 阪 市 城 東 区	18	1	大 東 市	13	1	大 東 市	9	1	大 阪 市 鶴 見 区	8	1	枚 方 市	24	1	柏 原 市	14	1	寝 屋 川 市	17	1	大 阪 市 城 東 区	13
2	寝 屋 川 市	48	2	大 阪 市 生 野 区	17	2	堺 市 中 区	5	2	大 阪 市 浪 速 区	4	2	大 阪 市 平 野 区	6	2	大 阪 市 鶴 見 区	19	2	奈 良 市	13	2	大 阪 市 港 区	10	2	八 尾 市	10
3	岸 和 田 市	36	3	大 阪 市 東 成 区	10	3	八 尾 市	3		姫 路 市	4		大 阪 市 天 王 寺 区	6		和 歌 山 市	19		大 阪 市 港 区	13		大 阪 市 平 野 区	9	3	門 真 市	8
4	大 阪 市 港 区	35	4	大 阪 市 港 区	8		和 泉 市	3	4	茨 木 市	3	4	河 内 長 野 市	5	4	奈 良 市	16		大 和 郡 山 市	11		大 阪 市 浪 速 区	9	4	大 阪 市 生 野 区	7
5	門 真 市	32		大 阪 市 中 央 区	7		京 都 市 山 科 区	3		泉 南 市	3		天 理 市	5		姫 路 市	14		生 駒 市	9		樺 原 市	8		大 阪 市 西 淀 川 区	7
6	茨 木 市	30		大 阪 市 浪 速 区	7		西 宮 市	3	6	大 阪 市 平 野 区	2	6	大 阪 市 中 央 区	4	6	門 真 市	13	6	大 東 市	6	6	八 幡 市	8	6	和 泉 市	6
7	大 阪 市 平 野 区	26		大 阪 市 西 淀 川 区	6	7	(15 市 区 町)	2		大 阪 市 中 央 区	2		吹 田 市	4		岸 和 田 市	13		大 阪 市 平 野 区	6	7	大 東 市	7	7	大 阪 市 港 区	5
	奈 良 市	26	8	大 阪 市 天 王 寺 区	5					大 阪 市 港 区	2		門 真 市	4		8 芦 屋 市	10		大 阪 市 生 野 区	6		茨 木 市	7		大 阪 市 平 野 区	5
9	姫 路 市	25		大 阪 市 平 野 区	5					大 阪 市 西 淀 川 区	2		羽 曳 野 市	4		加 古 川 市	10		守 口 市	6	9	大 阪 市 淀 川 区	6		茨 木 市	5
10	八 幡 市	24		門 真 市	5					岸 和 田 市	2		大 阪 市 生 野 区	3	10	堺 市 南 区	9		四 条 畧 市	6	10	堺 市 南 区	6		枚 方 市	5
11	樺 原 市	22	11	大 阪 市 福 島 区	4					京 都 市 伏 見 区	2		大 阪 市 西 成 区	3		藤 井 寺 市	8	11	河 内 長 野 市	5		神 戸 市 西 区	6		堺 市 西 区	5
12	大 阪 市 城 東 区	21		大 阪 市 此 花 区	4					神 戸 市 灘 区	2		堺 市 西 区	3		大 阪 市 東 淀 川 区	7		天 理 市	5	12	大 阪 市 此 花 区	5		神 戸 市 東 灘 区	5
	堺 市 南 区	21		寝 屋 川 市	4				14	(19 市 区 町)	1	14	高 槻 市	3	14	田 辺 市	7		桜 井 市	5		大 阪 市 東 成 区	5	13	樺 原 市	4
	天 理 市	21		堺 市 北 区	4					西 宮 市	2		豊 岡 市	3		八 尾 市	6		御 所 市	5		泉 佐 野 市	5		京 都 市 西 京 区	4
	和 歌 山 市	21	15	八 幡 市	4								姫 路 市	3		京 丹 後 市	6		王 寺 町	5		京 都 市 南 区	5	15	大 阪 市 阿 倍 野 区	3
16	大 阪 狭 山 市	17	16	(6 市 区)	3								御 坊 市	3		宇 陀 市	6	17	(11 市 区)	4	17	和 歌 山 市	5		阪 南 市	3
	豊 岡 市	17											田 辺 市	3		神 戸 市 垂 水 区	6				18	(6 市 区 町)	4		宇 治 市	3
18	田 辺 市	16											新 宮 市	3	19	(10 市 区 町)	5							19	(15 市 区 町)	2
19	守 口 市	15										20	(15 市 区 町)	2												
20	香 美 町	14																								

※政令市の区は1市として扱う

市全体			0～4歳			5～9歳			10～14歳			15～19歳			20～24歳			25～29歳			30～34歳			35～39歳		
順位	市町村	転出超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数	順位	市町村	転入超過数
1	八 尾 市	-104	1	生 駒 市	-20	1	大 阪 市 平 野 区	-8	1	生 駒 市	-6	1	八 尾 市	-16	1	大 阪 市 西 区	-24	1	八 尾 市	-45	1	生 駒 市	-20	1	吹 田 市	-13
2	大 阪 市 北 区	-81	2	枚 方 市	-14	2	生 駒 市	-6	2	八 尾 市	-4	2	大 阪 市 東 成 区	-7	2	大 阪 市 浪 速 区	-24	2	大 阪 市 東 成 区	-34	2	大 阪 市 鶴 見 区	-16	2	大 阪 市 東 成 区	-12
3	大 阪 市 中 央 区	-65	3	大 阪 市 鶴 見 区	-12	3	藤 井 寺 市	-5		羽 曳 野 市	-4	3	尼 崎 市	-6	3	大 阪 市 中 央 区	-20	3	大 阪 市 中 央 区	-31		大 阪 市 北 区	-16	3	大 阪 市 西 区	-11
4	大 阪 市 東 成 区	-62	4	箕 面 市	-10	4	大 阪 市 生 野 区	-3	4	大 阪 市 生 野 区	-3	4	豊 中 市	-5	4	大 阪 市 生 野 区	-17	4	大 阪 市 北 区	-26		大 阪 市 中 央 区	-16		生 駒 市	-11
5	尼 崎 市	-61	5	大 阪 市 旭 区	-8		大 阪 市 鶴 見 区	-3		大 阪 市 旭 区	-3	5	大 阪 市 淀 川 区	-4	5	大 阪 市 東 成 区	-16	5	尼 崎 市	-22		摂 津 市	-16	5	交 野 市	-9
6	生 駒 市	-54	6	大 阪 市 阿 倍 野 区	-8		大 阪 市 天 王 寺 区	-3		大 阪 市 住 之 江 区	-3		大 阪 市 浪 速 区	-4	6	大 阪 市 北 区	-12	6	大 阪 市 城 東 区	-20	6	八 尾 市	-14		箕 面 市	-9
7	大 阪 市 西 区	-51	7	木 津 川 市	-6		大 阪 市 此 花 区	-3		堺 市 西 区	-3		宇 治 市	-4	7	大 阪 市 天 王 寺 区	-11	7	豊 中 市	-18	7	豊 中 市	-13	7	大 阪 市 北 区	-7
8	大 阪 市 東 住 吉 区	-49	8	交 野 市	-5		大 阪 市 東 淀 川 区	-3		豊 中 市	-3	8	大 阪 市 西 区	-3	8	大 阪 市 東 住 吉 区	-10	8	大 阪 市 淀 川 区	-17		大 阪 市 東 住 吉 区	-12		高 槻 市	-7
9	箕 面 市	-43		羽 曳 野 市	-5		枚 方 市	-3	9	大 阪 市 鶴 見 区	-2		大 阪 市 北 区	-3	9	大 阪 市 西 成 区	-8		大 阪 市 東 住 吉 区	-17	9	大 阪 市 東 住 吉 区	-12		西 宮 市	-7
10	大 阪 市 福 島 区	-38		堺 市 堺 区	-5		交 野 市	-3		大 阪 市 城 東 区	-2		池 田 市	-3		大 阪 市 都 島 区	-8	10	大 阪 市 西 区	-16		大 阪 市 阿 倍 野 区	-9	10	大 阪 市 阿 倍 野 区	-7
	摂 津 市	-38		尼 崎 市	-5		宝 塚 市	-3		大 阪 市 此 花 区	-2		枚 方 市	-3		堺 市 堺 区	-8	11	大 阪 市 天 王 寺 区	-15		枚 方 市	-9	11	大 阪 市 天 王 寺 区	-6
12	豊 中 市	-34		宝 塚 市	-5	12	(15 市 区)	-2		堺 市 東 区	-2		堺 市 堺 区	-3	12	大 阪 市 淀 川 区	-6	12	摂 津 市	-13	12	大 阪 市 東 淀 川 区	-7		大 阪 市 住 吉 区	-6
13	大 阪 市 旭 区	-32		三 田 市	-5					堺 市 南 区	-2		大 津 市	-3		大 阪 市 西 淀 川 区	-6	13	大 阪 市 福 島 区	-10		堺 市 堺 区	-7	13	藤 井 寺 市	-5
	吹 田 市	-32	14	(9 市 区)	-4					箕 面 市	-2		奈 良 市	-3	14	尼 崎 市	-5		大 阪 市 鶴 見 区	-9		箕 面 市	-7		尼 崎 市	-5
15	大 阪 市 天 王 寺 区	-28								吹 田 市	-2		三 郷 町	-3		大 阪 市 住 吉 区	-5		大 阪 市 都 島 区	-9		吹 田 市	-7	15	(8 市 区 町)	-4
16	大 阪 市 阿 倍 野 区	-26								四 条 畧 市	-2		西 宮 市	-3		和 泉 市	-5	16	大 阪 市 大 正 区	-8		神 戸 市 中 央 区	-7			
	大 阪 市 住 吉 区	-26								守 口 市	-2	17	(8 市 区)	-2	17	(5 市 区)	-4		京 都 市 伏 見 区	-8	17	香 芝 市	-6			
	堺 市 堺 区	-26								伊 丹 市	-2							18	(4 市 区)	-7	18	(9 市 区 町)	-5			
	大 津 市	-26								和 歌 山 市	-2															
20	宝 塚 市	-24							20	(17 市 区)	-1															

※政令市の区は1市として扱う

平成 30 年における大阪府下市町村の転入・転出状況

○東大阪市の転入超過数は452人で、大阪府下 43 市町村の中で 32 位である。

○転入超過率（人口あたりの転入超過数）は-0.09%で、大阪府下 43 市町村の中で 19 位である。

○府内各市町村 転入超過数 順位

順位	市町村名	転入数	転出数	転入超過数
1	大阪市	160,416	146,620	13,796
2	吹田市	18,655	18,059	596
3	豊中市	17,582	17,053	529
4	箕面市	5,827	5,428	399
5	大阪狭山市	2,235	1,881	354
6	摂津市	4,298	4,001	297
7	島本町	1,333	1,061	272
8	池田市	4,377	4,233	144
9	四條畷市	1,955	1,837	118
10	高石市	2,131	2,026	105
11	交野市	2,434	2,337	97
12	和泉市	5,792	5,710	82
13	泉佐野市	3,863	3,823	40
14	田尻町	1,326	1,307	19
15	茨木市	10,994	11,024	▲ 30
16	千早赤阪村	119	156	▲ 37
17	河南町	509	550	▲ 41
18	松原市	3,345	3,388	▲ 43
19	忠岡町	524	568	▲ 44
20	守口市	5,512	5,569	▲ 57
21	熊取町	1,102	1,183	▲ 81
22	八尾市	7,056	7,144	▲ 88
23	太子町	289	390	▲ 101
24	岬町	351	480	▲ 129
25	豊能町	461	608	▲ 147
26	能勢町	236	399	▲ 163
27	羽曳野市	3,067	3,254	▲ 187
28	藤井寺市	1,979	2,214	▲ 235
29	柏原市	1,793	2,140	▲ 347
30	泉大津市	2,404	2,757	▲ 353
31	泉南市	1,388	1,814	▲ 426
32	東大阪市	13,602	14,054	▲ 452
33	門真市	4,088	4,580	▲ 492
34	高槻市	9,969	10,473	▲ 504
35	阪南市	1,174	1,694	▲ 520
36	枚方市	11,669	12,218	▲ 549
37	富田林市	3,013	3,604	▲ 591
38	河内長野市	2,260	2,957	▲ 697
39	大東市	3,495	4,212	▲ 717
40	貝塚市	1,976	2,714	▲ 738
41	岸和田市	4,069	4,982	▲ 913
42	寝屋川市	6,208	7,655	▲ 1,447
43	堺市	31,758	33,280	▲ 1,522

順位	市町村名	転入超過数	2018.1人口	転入超過率 (転入超過数/2018人口)
1	島本町	272	30,601	0.89%
2	大阪狭山市	354	58,232	0.61%
3	大阪市	13,796	2,702,432	0.51%
4	摂津市	297	85,404	0.35%
5	箕面市	399	137,980	0.29%
6	田尻町	19	8,767	0.22%
7	四條畷市	118	55,794	0.21%
8	高石市	105	57,932	0.18%
9	吹田市	596	370,583	0.16%
10	池田市	144	103,556	0.14%
11	豊中市	529	405,974	0.13%
12	交野市	97	77,899	0.12%
13	和泉市	82	186,156	0.04%
14	泉佐野市	40	100,739	0.04%
15	茨木市	▲ 30	281,675	-0.01%
16	八尾市	▲ 88	267,642	-0.03%
17	松原市	▲ 43	120,835	-0.04%
18	守口市	▲ 57	144,102	-0.04%
19	東大阪市	▲ 452	491,939	-0.09%
20	枚方市	▲ 549	403,989	-0.14%
21	高槻市	▲ 504	353,563	-0.14%
22	羽曳野市	▲ 187	112,719	-0.17%
23	堺市	▲ 1,522	840,622	-0.18%
24	熊取町	▲ 81	43,927	-0.18%
25	忠岡町	▲ 44	17,270	-0.25%
26	河南町	▲ 41	15,729	-0.26%
27	藤井寺市	▲ 235	65,311	-0.36%
28	門真市	▲ 492	123,632	-0.40%
29	岸和田市	▲ 913	196,871	-0.46%
30	泉大津市	▲ 353	75,271	-0.47%
31	柏原市	▲ 347	70,118	-0.49%
32	富田林市	▲ 591	112,931	-0.52%
33	大東市	▲ 717	121,773	-0.59%
34	寝屋川市	▲ 1,447	235,705	-0.61%
35	河内長野市	▲ 697	107,280	-0.65%
36	泉南市	▲ 426	62,796	-0.68%
37	千早赤阪村	▲ 37	5,362	-0.69%
38	豊能町	▲ 147	20,025	-0.73%
39	太子町	▲ 101	13,570	-0.74%
40	岬町	▲ 129	16,132	-0.80%
41	貝塚市	▲ 738	87,936	-0.84%
42	阪南市	▲ 520	55,277	-0.94%
43	能勢町	▲ 163	10,393	-1.57%

転入出アンケートからみえる特徴

○転入・転出で共通する特徴

- 移動の主な要因になった方は、20 歳代、30 歳代で約半分を占める。
- 居住地を決める理由は、1 位が通勤利便性、2 位が日常の買い物利便性である。
- 住宅に関する理由で移動した人は、住宅購入のため移動する人が最も多く、特に転出でその傾向が見られる。
- 転入後、転出後の世帯構成は、夫婦のみ、ひとり、二世帯同居（親と子）がほぼ同割合（各約 3 割）となっている。

○転入の特徴

- 実家等（持家）から就職を機に、もしくは通勤利便性を考慮して、賃貸マンションやアパートへ、ひとり世帯、夫婦世帯、親子世帯が転入してきていると想定される。
- 中学生以下の子どもがいる世帯のうち、両親の一方のみが就業している世帯が多く転入している。

<良い点>

- ・東大阪市に居住経験がある人が戻ってきており、居住経験が長い人ほどその傾向が見られる。
- ・ひとり世帯からの居住評価、定住意向が高い。

<悪い点>

- ・小中学生の子どもがいる世帯（特に共働き世帯）からの居住評価が低く、定住意向も決して高くない。
- ・夫婦のみ世帯は多く転入しているが、定住意向は低い。

○転出の特徴

- 職業上の理由（就職、転勤、転職）や結婚を機に、主に賃貸マンション・アパートへ、ひとり世帯、夫婦のみ世帯、親子世帯が転出していると想定される。
- 中学生以下の子どもがいる世帯のうち、両親共働き世帯が転出している。

◆転出理由について

- 大阪市への転出者は「通勤利便性」、大阪府（大阪市以外）への転出者は「まちの防犯性の高さ」、奈良県への転出者は、「緑の充実」、「子育てサービスや環境」、「都市のイメージの良さ」で選んでいる割合が高い。
- 二世帯（親と子）世帯は、住宅（住宅の広さ、日当たりなど）に関する理由を機に、より良い住宅環境を求めて転出する動きがあり、特に就学前（0～6 歳）の子どもがいる世帯や、両親共働き世帯にその傾向がみられる。また、学業上の理由を転出理由に選んだのは、就学前（0～6 歳）の子どもがいる世帯で高くなっている。
- 両親共働きの世帯については、持家（一戸建・分譲マンション）へ転出する傾向がみられる。

<良い点>

- 東大阪市への居住評価は、約 8 割が肯定的評価である。
- ひとり世帯の帰還意向が高い。
- 東大阪市で生まれ育った人の帰還意向が高く、ふるさととして愛着を持っている人が多いと推測される。

<悪い点>

- 就学前（0～6 歳以下）の子どもがいる世帯、中学生以下の子どもがいる共働き世帯の帰還意向が低い。

◆転入出アンケート結果概要

1. 転入転出共通

○移動の主な要因になった方について【転入：問3、転出：問3】

- ・転入は20～39歳、転出は20～34歳が約半分を占める。
- ・女性は、転入より転出の割合が高い。
- ・有業者の移動は、転入より転出の割合が高い。

○移動先について【転入：問1-1、転出：問1-2】

- ・転入前の住まい、転出後の住まいは、共に「大阪府内」が約6割を占める。

○移動後の世帯構成について【転入：問2、転出：問2】

- ・転入後、転出後の世帯構成は、夫婦のみ、ひとり世帯、二世帯同居（親と子）がそれぞれ約3割ずつとなっている。

○中学生以下（0～15歳以下）の子供がいる世帯の移動について【転入：問3、転出：問3】

- ・転入、転出ともに就学前（0～6歳以下）の子どもがいる世帯の移動が多い。
 - ・親の就業状況について、両親共働き世帯は、転出で約6割を占めるのに対し、転入は約3割である。一方、両親の一方のみが就業する世帯は、転出で約3割を占めるのに対し、転入は約6割である。
- ⇒両親の一方のみが就業している世帯が多く転入し、両親共働き世帯が転出している

○移動の理由について【転入：問4、転出：問4】

- ・転入、転出ともに、1位「職業上の理由」、2位「結婚・離婚などの理由」で、全体の約6割を占める。
- ・転入と転出で比較すると、「職業上の理由」は転入でその割合が若干高く（4.4%）、「結婚・離婚などの理由」は、転出でその割合が若干高く（4.7%）になっている。
- ・移動の理由の内訳を転入、転出で比べると、転入の方が高い割合を示しているのは（※）「就職」、「通勤の利便性を重視」、「子の近くに居住」、転出の方が高い割合を示しているのは「結婚」である。

（※転入、転出の移動理由を比較し、2%以上かけ離れているものを抽出）

⇒就職、通勤の利便性を重視して、一定割合の人が転入しているのに対し、結婚を機に転出している人が多い。

- ・住宅（住宅の広さ、日当たりなど）に関する理由で移動した人は、転入・転出ともに「住宅を購入したかった」が1位になっており、転出の方がその割合は高くになっている。
- ・移動後の勤務地までの所要時間は、転入・転出ともに「1時間未満」が約7割を占める。
- ・勤務地の変更等の有無は、転入・転出ともに約半数が「（変更を）伴っていない」が転出では「（変更を）伴った」が転入より多く（+8.6%）になっている。

2. 転入

○居住地選択について【転入：問 6-1～問 6-4】

- ・転入者の約半数が他地域での物件も探しており、隣接自治体の中では大阪市城東区が最も多い（22.9%）。
- ・転入世帯における東大阪市への居住経験のある同居家族の有無については、約 4 割が居住経験があり、年数としては 20 年以上が約 6 割を占める。
⇒居住経験の長い人が戻ってきている。

○東大阪市に居住地を決めた理由について【転入：問 6-5】

- ・1 位は「通勤が便利（36.0%）」、ほぼ同数の 2 位として「以前に東大阪市に住んでいたことがある（15.8%）」、「特になし（15.8%）」、「日常の買い物が便利である（15.3%）」となっている。

○転入前後の住宅の所有関係などについて【転入：問 7、問 8】

- ・転入後の住宅の所有関係は 1 位「民間の借家（アパート・賃貸マンションなど）（46.8%）」で約半数を占め、2 位「持家（一戸建）（15.3%）」、3 位「持家（分譲マンション）（10.4%）」となっている。
- ・転入前より転入後の方が高い割合を示しているのは（※）、「民間の借家（アパート・賃貸マンションなど）（+12.1%）」、一方転入後の方が低い割合を示しているのは、「持家（一戸建）（-11.7%）」、「民間の借家（一戸建）（-4.1%）」となっている。
（※転入前後の住宅の所有関係を比較し、2%以上かけ離れているものを抽出）
- ・転入後の住宅の床面積は 1 位「60 ㎡～80 ㎡未満（19.4%）」、2 位「40 ㎡～60 ㎡未満（18.5%）」、3 位「20 ㎡～40 ㎡未満（16.7%）」となっている。
⇒転入先として、集合住宅（賃貸マンション・アパート、分譲マンション等）が想定される。
⇒20～30 歳代の転入が多いことを考えると、実家等の持家から独立して民間借家へ住む、単身世帯が民間借家へ住むという層が想像される。

○東大阪市での居住に対する評価について【転入：問 9】

- ・転入者の約 7 割が東大阪市の居住に対し肯定的に評価している。
【年齢別では 20 歳代からの評価は高いが、30 歳代からの評価は低い。】
【小・中学生（7～15 歳以下）の子どもがいる世帯からの評価は低い】
【中学生以下の子どもがいる共働き世帯からの評価は低く、一方のみ就業している世帯からの評価は高い。】
⇒主に 20 歳代を中心とした若者の単身世帯からの評価は高いことがうかがえる。逆に、小中学生の子どもがいる世帯、子どもがいる共働き世帯からの評価が低い。

○東大阪市への定住意向について【転入：問 10】

- ・転入者の定住意向について、1 位「できれば住み続けたい（37.8%）」、2 位「わからない（33.8%）」、3 位「できれば他の市区町村に移りたい（14.4%）」である。

【世帯別では、ひとり世帯は「できれば住み続けたい」の割合が高いが、夫婦のみ世帯は「できれば他の市区町村に移りたい」の割合が高い】

【就学前（0～6 歳以下）の子どもがいる世帯は「できれば住み続けたい」「わからない」の割合が高いが、小・中学生（7～15 歳以下）の子どもがいる世帯は「できれば移りたい」「わからない」の割合が高くなる】

⇒定住意向は決して高くない。

- ・他の地域へ移りたい理由のうち優先順位が 1 位のものとしては、1 位「通勤・通学などで交通の便利なところに住み替えたい（27.5%）」、2 位「買い物など日常生活が便利なところに住み替えたい（10.0%）」であり、今回の転入理由と同じである。

それ以外の理由として、優先順位 1 位、2 位を合計してが割合が高いものは「防犯対策が整っているところに住み替えたい」「今住んでいる住宅より質の高いところに住み替えたい」「都市のイメージが良いところに住み替えたい」「学校の教育環境が良いところに住み替えたい」となっている。

3. 転出

○転出先の居住地の決定理由【転出：問 6】

- ・1 位は「通勤が便利（37.0%）」、2 位は「日常の買い物が便利である（15.3%）」となっている。

【大阪市への転出者は「通勤利便性」、大阪府（大阪市以外）への転出者は「まちの防犯性の高さ」、奈良県への転出者は、「緑の充実」、「子育てサービスや環境」、「都市のイメージの良さ」で選んでいる割合が高い】

【二世帯同居（親と子ども）世帯は、他の世帯分類よりも、住宅（住宅の広さ、日当たりなど）に関する理由で転出する割合が高い】

【回答者全体を見た際、学業上の理由を転出理由として選んだのは、就学前（0～6 歳以下）の子どもがいる世帯で多くなっている。就学前（0～6 歳以下）の世帯は、住宅（住宅の広さ、日当たりなど）に関する理由を選ぶ割合も高くなっている。】

○転出前後の住宅の所有関係などについて【転出：問 7、問 8】

- ・転出後の住宅の所有関係は 1 位「民間の借家（アパート・賃貸マンションなど）（47.7%）」で約半数を占め、2 位「持家（分譲マンション）（13.0%）」、3 位「持家（一戸建）（12.5%）」となっている。
- ・転出前より転出後の方が高い割合を示しているのは（※）「給与住宅（社宅・官舎・家族寮・独身寮など）（+4.7%）」、一方転出後の方が低い割合を示しているのは、「持家（一戸建）（-7.9%）」、「持家（分譲マンション）（-4.2%）」「親族の家（-2.8%）」となっている。

（※転出前後の住宅の所有関係を比較し、2%以上かけ離れているものを抽出）

- ・転出後の住宅の床面積は1位「60㎡～80㎡未満(22.2%)」、2位「40㎡～60㎡未満(20.8%)」、3位「20㎡～40㎡未満(14.8%)」となっている。

⇒転出先として、集合住宅（賃貸マンション・アパート等）が想定される

【中学生以下の子どもがいる共働き世帯が、持家（一戸建、分譲マンション）へ転出する傾向がある】

○東大阪市での居住に対する評価について【転出：問9】

- ・転出者の約8割が東大阪市の居住に対し肯定的に評価している。

【20歳代の約7割、30歳代の8割以上が肯定的に評価している】

⇒30歳代の若者から肯定的評価が高い。

○東大阪市への帰還意向について【転出：問10】

- ・転出者の帰還意向について、1位「どちらかといえば戻りたい(42.1%)」、2位「どちらかといえば戻りたくない(26.4%)」、3位「戻りたくない(17.6%)」である。

【世帯別では、ひとり世帯は「どちらかといえば戻りたい」の割合が高いが、夫婦のみ世帯や二世帯同居（親と子ども）では戻ることに関する肯定的な回答と否定的な回答が半々】

【就学前（0～6歳以下）の子どもがいる世帯は、戻ることに関する肯定的な回答と否定的な回答がほぼ半々であるが、否定的な方が若干多い。小・中学生（7～15歳以下）の子どもがいる世帯は戻ることに関する肯定的な回答と否定的な回答が半々】

【中学生以下の子どもがいる世帯のうち、共働き世帯は戻ることに関する否定的な回答が多く、一方のみ就業している世帯は戻ることに関する肯定的な回答が多い】

⇒ひとり世帯は帰還意向が高いものの、就学前（0～6歳以下）の子どもがいる世帯や、中学生以下の子どもがいる共働き世帯の帰還意向は低い。

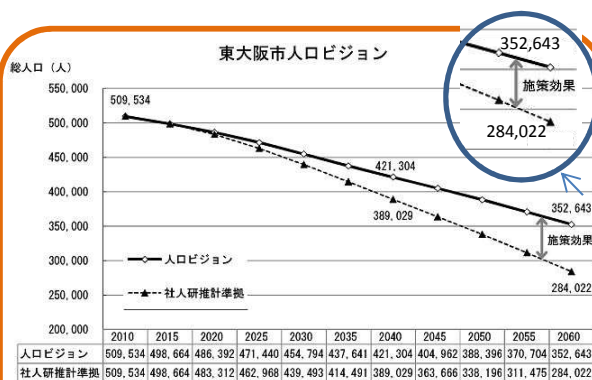
- ・帰還意向の理由のうち優先順位が1位のものとしては、1位「生まれ育ったところだから(29.2%)」、2位「買い物など日常生活が便利だから(19.5%)」、3位「親など親族の居住地が近いから(17.7%)」である。

⇒東大阪市のふるさととして、愛着を持っている人が多いと推測される。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少対応と地域課題の解決に向けて本市が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下総合戦略という)の全体像は次のとおり。

人口ビジョン(2060年を視野)

中長期展望 (2060年を視野)



東大阪市においても、人口減少が本格化してくることが予測されており、平成24年の国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに試算すると、平成22年の国勢調査時点における509,534人から、平成72年には約284,000人へと、半数近く減少するシュミレーション結果が出ている。中でも、若年層の人口が市全体の平均を上回り大きく減少することで、更なる高齢化が予想されている。

こうした本市の課題に対応していくため、本市の特色を活かして持続可能な発展を見据えた総合戦略を策定し、着実に実行していくことで、市民が希望あふれる生活を営むことができるまちづくりに取り組んでいく。

総合戦略(平成27年度～平成31年度の5か年)

基本目標(成果指標、2020年)

産業振興により雇用を提供する

◆市内企業の総従業員数
235,585人 ⇒ 220,000人
(平成24年) (平成31年)
(参考)平成21年:252,197人

人を呼び込む流れをつくる

◆新規イベント等の参加者数
平成31年度までに延べ12万人

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◆0～5歳人口
22,620人 ⇒ 21,500人
(平成26年度末)(平成31年度末)
(住民基本台帳)

時代に合った地域をつくる

◆東大阪市への居住意向
(アンケートで市内で住みたいと答えた人の割合)
67.9% ⇒ 80%人
(平成24年) (平成31年)

主な業績評価指標(KPI)

新製品・新技術の開発支援件数
平成31年度までに延べ40件

従業員1人当たりの製造品出荷額等
(※従業員4人以上の事業所)
2,088万円 ⇒ 2,200万円
(平成25年) (平成31年)

学生の地元企業への就職数
平成31年度までに延べ400人

着地型観光プログラムへの参加者数
平成31年度までに延べ700人

イベントでのカップル成立数
平成31年度までに40組

産後1ヶ月健診受診率
平成31年度までに100%

お試し券プレゼント事業でリフレッシュ型一時預かり保育の利用者数
平成31年度までに延べ1,000人

市民活動団体への助成事業数
171 ⇒ 300
(平成26年) (平成31年)

居住を誘導する区域における人口密度の増減率
1 ⇒ 0.98以上
(平成28年度末) (平成31年度末)

主な施策

- ・技術や製品の高付加価値化促進
- ・販路開拓のための国内展示会等出展支援、
- ・ラグビーワールドカップの花園開催に伴う海外バイヤーとの商談会
- ・就労支援ワンストップ窓口の設置
- ・モノづくり企業のPR冊子等の作成・配布
- ・モノづくり試作工房を改修し、自社製品開発に向けた支援の実施 等

- ・東大阪市観光振興計画」の策定
- ・東大阪版DMOを立ち上げ
- ・観光プロモーション事業
- ・名産品開発事業
- ・ラグビー場来訪者消費拡大システム構築
- ・公共サインの設置 等

- ・妊産婦健診の公費負担の拡充
- ・不妊症・不育症の啓発事業と相談体制の充実
- ・出産記念品事業
- ・リフレッシュ型一時預かり保育のお試し券プレゼント事業
- ・三世代近居の住宅購入者への補助金支給 等

- ・まちづくり意見交換会事業
- ・地域まちづくり活動助成事業
- ・コンパクトシティ形成推進事業
- ・良好な市街地形成推進事業 等

7

基本目標… 産業振興により雇用を提供する

事業名… 中小企業集積地の魅力を活かしたブランド力・販路開拓力向上と雇用促進に向けた取組み

30年度事業の計画内容

事業目的

本市の企業集積は、定住人口を支える雇用の場としても機能しているため、企業の技術力を海外にもプロモーションしていくことや、更に活躍できる分野を広げていく取組みを行うことにより、企業が発展して雇用者を増やすことに結び付いていく。

そのような民間企業の取組みを行政が支援するとともに、地域の企業の自立性を引き出していき魅力アップを図ることで、地域企業のステイタスと雇用吸引力を高め、全国から若者を中心として就職希望者が集まってくる地域づくりに寄与させていく。

事業の内容

①「モノづくりまち東大阪技術力アピール事業」

モノづくりのまちの海外へのプロモーション事業を実施する。

②「モノづくり企業の国内展示会への出展支援事業」

国内展示会等に出展される際に10万円を上限に出展料の支援をする助成金を交付する。

③「就労支援ワンストップ窓口事業」

学生等を含む若者や女性に対し、モノづくり企業を始めとする市内企業への就職に結び付けるための取組みを行う。

重要業績評価指標(KPI)

学生等の地元企業への就職数 100 人

展示会出展での商談件数 250 件

事業予算額

38,000千円

事業実施結果

実施状況

①「モノづくりのまち東大阪技術力アピール事業」

モノづくり企業の技術力をアピールするブランドサイトの制作と映像媒体を制作した。

②「モノづくり企業の国内展示会への出展支援事業」

国内展示会等に出展する44件に対し、出展料の支援をする助成金を交付した。

③「就労支援ワンストップ窓口事業」

布施駅前ヴェル・ノール布施4階で、就活ファクトリー東大阪を開設し、モノづくり企業を始めとする市内企業への就職に結び付けるための支援を行った。

・新規登録者数実績1079名(目標600名達成率180%)

・市内企業への就職決定者は134名(目標100名達成率132%)。

・39歳以下の若者や女性を対象にしたセミナーを148回開催し、1492名が参加した。

・求職者が市内企業を訪問することで、職場の雰囲気を感じることができる、職場見学会「オープンファクトリーを」実施した。

・ハローワーク布施と連携し、市内企業を対象にした「ハローワーク活用術」セミナーを開催した。

・市内企業の魅力を発信する企業インタビューを実施し、ブログで発信した。

重要業績評価指標(KPI)

地元企業への就職数 134人

商談件数 4,999件(展示会終了後の商談を含む)

事業実績額

37,127千円

平成30年度に国の交付金を活用して実施した事業内容

7

基本目標… 産業振興により雇用を提供する

事業名… 新たなビジネスモデル創出事業

30年度事業の計画内容

事業目的

マーケットインの考え方に基づく製品づくりや自社技術を活かした市場ニーズの高い製品づくりを行うため、モノづくり企業とデザイナーなどが連携できる場所を地域の技術支援機関である東大阪市立産業技術支援センター内に整備して、両者をマッチングさせていくソフト事業を併せて展開することで、高付加価値な最終製品を製造する事業所を数多く創出し、これらのモノづくり企業が域内の取引ネットワークを活発化させることで、地域経済全体の活性化につなげていく。

事業の内容

①「自社製品開発支援事業」

自治体として初めて日本インダストリアルデザイナー協会(JIDA)との連携により、中小企業者・デザイナー等で複数のチームを作り、1つのコンセプトをもとに複数社で複数の製品を製造する「JIDA PROJECT」を展開する。

②「試作工房改修事業」

重要業績評価指標(KPI)

本事業による新製品を製造する企業数 4

本事業を通じて生み出された新製品数 4

事業予算額

10,000千円

事業実施結果

実施状況

①「自社製品開発支援事業」

完成品の製品開発を目指す意志を持ち、東大阪企業のイメージ牽引をになう企業リストアップと訪問ヒアリングを行なった(19社。事業実施は応募企業9社のうち4社を選定して進めた)。

企業ヒアリングでは企業分析を行いつつその企業に適切なトピックを設定し、新製品開発に向けた分析シートを用いて、新製品アイテムアイデア出しや、新しい販路の設定などを行なったことで、開発に対する取り組み方を企業に指導することができた。参加企業はデザイナーとの綿密なコミュニケーションを図ることで、良好な関係性を構築しながら開発事業を進めることができた。

参加企業ごとのプロジェクトロゴと連動したロゴを提案し、WEBサイト構築のコンセプトを提示するなど、参加企業に対してアートディレクションを行なった。

②「試作工房改修事業」

試作工房の改修を行って、学生やデザイナーとモノづくり企業が交流できる場を整備した。

重要業績評価指標(KPI)

本事業による新製品を製造する企業数 0

本事業を通じて生み出された新製品数 0

事業実績額

9,917千円

平成30年度に国の交付金を活用して実施した事業内容

2

基本目標…人を呼び込む流れをつくる

事業名…大阪版DMO推進・連携事業

30年度事業の計画内容

事業目的

東大阪に来訪者を呼び込んで経済効果を創出していくため、地域事業者等と連携して資源を磨いて提供したり、集客に結び付けるための実証実験等を実施する。

平成30年度は地域の事業者や市民団体の参画を促して体験型の観光プログラムを造成し、1,046名の参加があった。

個別のエリアをマネジメントする地域DMOを設立する東大阪は、大阪観光局と連携して交付金の採択を受けており、連携を図りながら大阪全体としてより大きな効果を生み出していく。

事業の内容

<新たな観光まちづくり推進事業>

東大阪市観光振興計画に基づき、次の取組みを推進する。

- (1) ラグビー観光の推進
- (2) モノづくり観光の推進
- (3) (1)(2)の集客を地域消費に結びつけるまち歩き観光、取組内容の周知
- (4) 観光関連関係者等で構成される協議会運営等

重要業績評価指標(KPI) ※大阪観光局のKPIと同一

来阪外国人数 1,180万人
外国人旅行消費額 1,258,400百万円
延べ宿泊者数 3,309万人

事業予算額

52,000千円(東大阪市の取組み分)

事業実施結果

実施状況

(1) ラグビー観光の推進に向けた取組みを実施
ラグビーワールドカップのプレイベントとしてのラグビーバルとスタンプラリーの実施、市内宿泊事業者ネットワーク形成に向けた会議開催、大阪大学との連携による運動器の健康増進を図るデータ構築と分析の実施

(2) モノづくり観光の推進に向けた取組みを実施
モノづくり観光団体の受け入れ、端材バイキングの実施(30名参加)、モノづくり観光の拡大に向けたインバウンド調査等

(3) 集客を地域消費に結びつけるまち歩き観光、取組内容の周知を実施

ひがしおおさか体感まち博の開催(H30.10.13~11.25、71プログラムの造成、約1000名参加)、多言語ガイドとの連携、マーケティング調査の実施(市内6宿泊施設で延べ255,518人の宿泊)、ラグビーワールドカップ観戦者を呼び込むためのポータルページと動画の制作等

(4) 推進協議会を運営

関係者19名で構成される協議会で取組報告等を行なった

重要業績評価指標(KPI) ※大阪観光局のKPIと同一

来阪外国人数 1,142万人
外国人旅行消費額 1,235,600百万円
延べ宿泊者数 3,576万人

事業実績額

44,478千円

■成果目標

指標	目標値
市内企業の総従業員数	235,585人 ⇒ 220,000人 (平成24年) (令和元年) (参考) 平成21年：252,197人
新規イベント等の参加者数	令和元年度までに延べ12万人
0～5歳人口	22,620人 ⇒ 21,500人 (平成26年度末) (令和元年度末) (住民基本台帳)
東大阪市への居留意向 (東大阪市版地域分権に関する調査研究のアンケートで「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたいと答えた人の割合」)	67.9% ⇒ 80% (平成24年) (令和元年)
居住を誘導する区域における人口密度の増減率	1 ⇒ 0.98以上 (平成28年3月末) (令和2年度末) ※社人研推計ベース：0.97

実績値 (H30)	R1年度取組内容	所管課
不明 (平成30年度は実績値が判明していないため) なお、平成28年度経済センサスでは、231,607人	—	モノづくり支援室
1,946人 (延べ23,659人)	ラグビーワールドカップ観戦客向けPRや回遊を促す予定	企画室
20,597人		子どもすこやか部
—	令和元年度市政モニターアンケートにて、居住意向について調査依頼予定。	市民協働室
0.98		都市計画室

■評価指標

施策のK P I	目標値
新製品・新技術の開発支援件数	令和元年度までに延べ40件
従業員1人当たりの製造品出荷額等 (※従業員4人以上の事業所)	2,088万円 ⇒ 2,200万円 (平成25年) (令和元年)
学生の地元企業への就職数	令和元年度までに延べ400人
着地型観光プログラムへの参加者数	令和元年度までに延べ700人
イベントでのカップル成立数	令和元年度までに延べ40組
産後1ヶ月健診受診率	100% (令和元年度)
お試し券プレゼント事業でリフレッシュ型一時預かり保育の利用者数	令和元年度までに延べ1,000人
市民活動団体への助成事業数	171 ⇒ 300 (平成26年) (令和元年)

実績値 (H30)	R1年度取組内容	所管課
高付加価値化促進事業：5件 (延べ16件)	市内中小製造業者が単独または2者以上の共同で行う、新たな産業技術の研究や新製品の開発に向けた活動等に対して補助金を交付し、付加価値の高い製品の製造を促進する。	モノづくり支援室
不明 (平成30年工業統計の実績値が出ていないため) なお、平成29年度工業統計調査では、2,206万円134人[39歳以下の若者と女性含む] (延べ182人)	—	モノづくり支援室
1046人 (延べ1,665人)	前年の体感まち博2018プレを踏まえ、新たな取組みを含めて継続・発展的に展開を進める。	企画室
38組 (延べ76組)	年4回以上の婚活イベントと、セミナーや相談会の開催を予定している。	企画室
98% (H30.3～H.31.2実績)	30年度に引き続き、産婦の健康管理および産後うつ予防のため、産婦健康診査の費用の助成を行う。	母子保健・感染症課
未実施	令和元年7月に【お試し一時預かり(リフレッシュ型)】を実施します。受け入れ予定児童数は年齢等で変動しますが10名程度見込み。	子どもすこやか部
27団体に助成 (延べ274団体)	地域まちづくり活動助成事業において、引き続き市民活動団体への助成を行う。	NPO・市民活動支援課

■推進する主な事業

事業名 (実施予定年度)	事業内容
高付加価値化促進事業 (平成28年度～令和元年度)	企業が単独もしくは2社以上共同で、または大学等と連携して新たな産業技術の研究や新製品の開発に向けた取り組みに対し補助金を交付します。その際、金融機関の協力も得ながら支援してまいります。
国内展示会等出展支援事業 (平成27年度～令和元年度)	国内市場の販路開拓のため、展示会等へ出展する企業の出展料を補助します。
海外バイヤーとの商談会事業 (令和元年度)	ラグビーワールドカップ2019の花園開催に伴い、海外から多くの観光客が本市を訪れる機会を活かし、商談会を開催します。
海外向けモノづくり企業PR冊子等の作成・配布 (平成28年度～令和元年度)	海外向けの市内製造業の優れた技術や製品を紹介する冊子等を作成し、販路拡大を支援します。
新たなビジネスモデル創出事業 (平成30年度～令和2年度)	様々な人材と企業が交流する拠点づくりに向けて、市立産業技術新センター内にある「モノづくり試作工房」を改修し、メーカーへの転換に向けた自社製品の開発等を支援します。
就労支援ワンストップ窓口の設置 (平成29年度～令和元年度)	若者や女性を含む就職希望者に対して、職種等の希望を詳細に聞くとともに、カウンセリングを通じて、就職に必要な力を見極め、セミナーの受講などの就労支援を行います。
学生と製造業の若手従業員との交流会 (平成28年度～令和元年度)	学生が市内の中小企業を訪問し、市内製造業の若手従業員と交流することで、人生において働く意義を考え、やり甲斐のある仕事の発見や就労意欲の向上に向けた支援を行います。
学生向けモノづくり企業のPR冊子等の作成・配布 (平成28年度～令和元年度)	学生に対し市内モノづくり企業の魅力や技術力などの情報を掲載したPR冊子を配布することで、市内製造業への就職を促進します。
新たな観光まちづくりの推進事業 (平成27年度～令和元年度)	「(仮)東大阪市観光振興計画」を策定し、東大阪版DMOを立ち上げるとともに、地域間連携による観光モデル事業等の実施を支援します。

事業のKPI(※) (各事業の年度欄の上段は計画値、下段は実績値を記入し、アウトカム指標で記入すること(難しい場合はアウトプット指標で記入))					R1年度取組内容	所管課
H27	H28	H29	H30	H31		
	新技術開発件数 10件	新技術開発件数 10件	新技術開発件数 10件	新技術開発件数 10件	・新製品等の開発を行う企業に対しての補助	モノづくり支援室
	7件	4件	5件			
	商談件数500件	商談件数250件	商談件数250件	商談件数250件	・国内で開催される展示会への出展費用についての補助	モノづくり支援室
	商談件数1,470件	商談件数1,310件	商談件数3,774件	商談件数3,638件		
				商談件数10件	—	モノづくり支援室
	発行部数 1,000部	発行部数 1,000部	ウェブサイト、映像の閲覧件数 1,000件	ウェブサイト、映像の閲覧件数 1,000件	・海外向けブランディングサイトの構築 ・プロモーション映像の制作(2点) ・角二サイズの封筒の制作(500枚) ・クリアファイルの制作(100枚×5種類) ・名刺と職員証のデザイン	モノづくり支援室
	発行部数 3,000部	映像・都市フォント、LINEスタンプ：一式	0件			
			新製品を製造する企業数4社	新製品を製造する企業数14社	・H31年4月1日、市立産業技術支援センター内にあるモノづくり試作工房をリニューアルオープン ・1つのコンセプトをもとに東大阪市内企業で製品を開発	モノづくり支援室
			0社			
		就労者数 60人	就労者数 100人	就労者数 100人	・就活ファクトリー東大阪の認知度を向上させるために、大学の学部内でセミナーを開催 ・子育て中の方が参加しやすいよう、託児所付セミナーを開催 ・市内企業に対する採用セミナーや求職者と「交流会」を開催	労働雇用政策室
		48人	134人			
	就労者数 50人	就労者数 20人	↑ 就労支援ワンストップ窓口でこれらの事業を実施しているため、目標値を集約して表記します			労働雇用政策室
	37人	—				
	就労者数 50人	就労者数 20人				労働雇用政策室
	—	—				
観光推進組織設立上 観光プログラム事業の実施回数3回	観光推進組織設立上 観光プログラム事業の実施回数3回	観光推進組織設立上 観光プログラム事業の実施回数10回	観光推進組織設立上 観光プログラム事業の実施回数20回	観光推進組織設立上 観光プログラム事業の実施回数25回	本市の主力観光コンテンツとなるよう、継続的に体験型のプログラムづくりを市内事業者等と連携して実施していく。	企画室
観光推進組織の事業計画案作成 観光プログラム3回実施	観光推進組織設立上 観光プログラム3回実施	観光プログラム6回実施	延べ98回実施			

事業名（実施予定年度）	事業内容
来訪者の地域経済効果測定調査事業 （平成28年度～平成29年度）	本市の来訪者が地域経済に与える波及効果について、モデル設計、分析を行うことで、観光施策を立案、推進するための基礎データとします。
観光プロモーション事業 （平成28年度～令和元年度）	本市が持つ地域資源を生かして本市の魅力を最大限に伝え、集客につなげる観光プロモーションに取り組みます。
マーケティング調査事業 （平成28年度～令和元年度）	本市の国内外の来訪者の目的や属性等を分析し、ターゲットを明らかにして観光振興の取り組みに向けて活用します。
名産品開発事業 （平成28年度～令和元年度）	市内での消費効果を高めるため、本市の来訪者に訴求する魅力的な土産物開発、食の開発に取り組みます。
観光人材の育成事業 （平成28年度～令和元年度）	地域の観光振興を推進していくために必要となる人材を育成します。
公共サインの設置 （平成28年度～令和元年度）	市内の観光スポットまでの案内板について、デザインを一新し景観に配慮しながらも誘導につながるものとします。
音楽フェスティバルの開催 （平成27年度）	さだまさしの音楽コンサートを開催し、ラグビー観戦客以外の人にも花園の魅力伝えます。
花園ラグビー場でのイベント開催 （平成27年度）	ラグビー観戦客以外の人にも花園ラグビー場とその周辺の施設の魅力を感じていただくため、若年層を中心に楽しめるイベントを開催します。
ラグビー場来訪者消費拡大システム構築 （平成28年度）	花園ラグビー場の観戦客に対して、試合後に東大阪市内の飲食店に誘導する仕組みを構築するアプリ開発を行います。
婚活イベント事業 （平成28年度～令和元年度）	結婚を希望しているものの、出会いがない人たちを対象とした婚活イベントを実施します。
妊産婦健診の公費負担の拡充 （平成28年度～令和元年度）	妊婦健診の公費負担額を増額するとともに、全額自己負担であった産後1ヶ月健診費用を助成します。
不妊症・不育症の啓発事業と相談体制の充実 （平成28年度～令和元年度）	特に、若年層や男性で認知度が低い不妊症・不育症について、講演会等の啓発活動を実施するとともに、職員の知識の向上と、相談技術のスキルアップを図ります。
出産記念品事業 （平成29年度～令和元年度）	生まれてきた赤ちゃんのために、お祝いとして出産記念品を進呈します。
リフレッシュ型一時預かり保育のお試し券プレゼント事業 （平成30年度～令和元年度）	出産したお母さんが、家事や子育てに疲れたときにリフレッシュしてもらえるよう、一時預かり保育のお試し券をプレゼントします。
三世代近居のため市内に住宅を購入する方に補助金を支給 （平成29年度～令和元年度）	親の近くに住むために市内に住宅を購入して、市外から転入する方に対して補助金を支給します。
まちづくり意見交換会事業 （平成27年度～令和元年度）	まちづくりに思いのある人や活動団体が一堂に会し、地域の活動や魅力を再認識し、意見交換を図ることで相互理解を図ります。
地域まちづくり活動助成事業 （平成27年度～令和元年度）	市民自らが企画・提案し実施する事業に対し助成していくことでまちづくり活動を活性化し、市民主体の魅力ある地域づくりを進めます。
コンパクトシティ形成推進事業 （平成28年度～令和元年度）	都市構造を分析し、職住近接と公共交通を連動させた、新たな土地利用の方向性を検討し、人口減少・高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを推進します。
良好な市街地形成推進事業 （平成28年度～令和元年度）	都市計画制度と経済・教育施策を連携することにより、良好な職住近接の環境の再構築を図ります。 また密集度が高い市街地において、新たな制度を確立し、防災空地を増加させる事等により、延焼危険度を低下させます。

事業のKPI（※）〔各事業の年度欄の上段は計画値、下段は実績値を記入し、アウトカム指標で記入すること（難しい場合はアウトプット指標で記入）〕					R1年度取組内容	所管課
H27	H28	H29	H30	H31		
	ハンサーベイによる産業連関表の構築 構築	ハンサーベイによる産業連関表での分析 分析				企画室
	東大阪版DMOのHPの構築。 HPの構築	DMOのHPへの訪問者数累計50,000人 アクセス数把握システム導入	DMOのHPへの訪問者数累計100,000人 70,800	DMOのHPへの訪問者数累計150,000人	ワールドカップが一過性のイベントとならないよう、継続的に人を呼び込むプロモーションを実施していく。	企画室
	主要観光施設等でのアンケート調査回答数1,500人。 220人	主要観光施設等でのアンケート調査回答数2,500人。 518人	主要観光施設等でのアンケート調査回答数3,500人。 364人	主要観光施設等でのアンケート調査回答数5,000人。	市内宿泊者数、消費単価、満足度などをアンケート調査で把握していく。	企画室
	お土産開発3商品 6製品デザインの開発	お土産開発7商品 クラウドファンディングへ2製品エントリー	お土産開発10商品 0	お土産開発10商品	体験型プログラムの中で、お土産品づくりを内容とするプログラムづくりを進めていく。	企画室
	人材育成セミナー参加者数50人 19人	人材育成セミナー参加者数100人 106人	人材育成セミナー参加者数100人 実地研修15人	人材育成セミナー参加者数150人	体験プログラムを実施する中で、外国人と接する実践の場での案内や通訳ができる人材の育成を図っていく。	企画室
	新設 9基 新設13基	新設10基【暫定値】 新設14基	新設10基【暫定値】 新設3基	新設10基【暫定値】	公共サインを有する部署に古くなったもの等については更新するよう働きかけをおこなうとともに、引き続き公共サインの新設を含め、ガイドラインに則った公共サインの設置を働きかけていく。	みどり景観課
来場者7,000人 3,000人來場(同時開催の肉フェスタは5,000人來場)						花園ラグビーワールドカップ2019推進室
来場者15,000人 12,500人來場						花園ラグビーワールドカップ2019推進室
	試合後の飲食店利用件数100件 サイト構築	試合後の飲食店利用件数200件 登録店120店	試合後の飲食店利用件数250件 登録店239店	試合後の飲食店利用件数450件	スマートフォンで市内の観光スポットや飲食店の情報を現在地から検索できる体感ナビの中で、飲食店を利用する人を増やしていく。	企画室
	イベントでのカップル成立数5件 8件	イベントでのカップル成立数8件 30組	イベントでのカップル成立数12件 38組	イベントでのカップル成立数15件	年4回以上の婚活イベントと、セミナーや相談会の開催を予定している。	企画室
	妊婦健診公費負担額を12万円にし、産後1ヶ月健診費用も4千円まで助成。 実施	拡充した助成額を維持する。 実施	拡充した助成額を維持する。 実施	拡充した助成額を維持する。	妊婦健診公費負担額を12万円を維持し、さらに平成31年1月より産後健康診査を産婦健康診査に改め、金額を4,000円から5,000円に、回数も1回から2回に拡充した。	母子保健・感染症課
	外部で行われる講演会に保健センター職員及び母子保健・感染症課職員で1回参加する。 参加	外部で行われる講演会に保健センター職員及び母子保健・感染症課職員で1回参加する。 参加	外部で行われる講演会に保健センター職員及び母子保健・感染症課職員で1回参加する。 参加	外部で行われる講演会に保健センター職員及び母子保健・感染症課職員で1回参加する。	外部で行われる講演会に保健センター職員及び母子保健・感染症課職員で1回参加し、職員の知識の向上と相談技術のスキルアップを図った。	母子保健・感染症課
		0 0	3,800 0	3,800	・令和元年度より事業実施予定（令和元年8月より記念品配布開始予定。配布予定件数：400件×8ヶ月＝3,200件程度）	子どもすこやか部
			500 0	500	令和元年度の取組内容について、H30年度検討の結果、次のとおり変更し実施する。 【～お試し一時預かり(リフレッシュ型)を実施します～(無料)】 ・東大阪市内に住民票があり実施日において生後6か月以上の就学前乳幼児で、初めて一時預かりを利用する方を対象として、一時預かり保育を無料で体験してもらう。無料体験を行う施設の実施日程のうち、希望日を申し込む。受け入れ可能数は受け入れるこどもの年齢等により変動する。	子どもすこやか部
		検討中 検討中	検討中 効果が見受けられず見直し	検討中		調整中
参加人数500人 参加人数435人	参加人数2000人 参加人数1761人				—	市民協働室
196 193	222 221	248 247	274 274	300	地域まちづくり活動助成事業について、引き続き取り組むことで、市民主体のまちづくりを進める。	NPO・市民活動支援課
	居住を誘導する区域における人口密度の増減率（H28.3.31比）0.99 1.00	居住を誘導する区域における人口密度の増減率（H28.3.31比）0.98 0.99	居住を誘導する区域における人口密度の増減率（H28.3.31比）0.98 0.98	居住を誘導する区域における人口密度の増減率（H28.3.31比）0.98	東大阪市立地適正化計画をH31年3月25日に公表しました。	都市計画室
	当該事業の適用面積 1地区 1	当該事業の適用面積 1地区 2	当該事業の適用面積 1地区 0	当該事業の適用面積 1地区	住工共生や密集市街地改善に向けたまちづくり施策の実現に向け、関係部局と協議を行った。	都市計画室

（※）KPIとは、実施事業を評価するための指標。アウトプットとは行政活動そのものの結果を示す数値目標で、アウトカムはその結果として住民にもたらされた便益に関する数値目標。

第2期総合戦略について

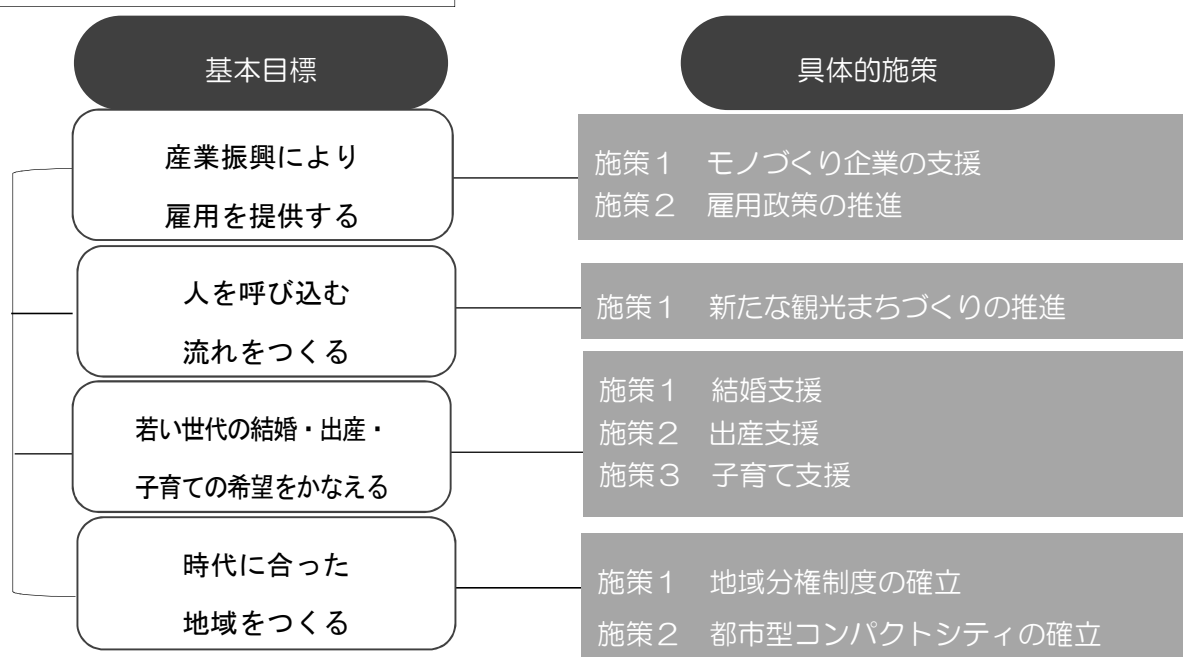
(1) 国の方向性(別添資料3-2参照)

- ・国は総合戦略の第1期(2014年度～2019年度)の現状を踏まえ、第2期(2020年度～2024年度)の基本的な考え方を設定し、12月に総合戦略を策定する予定。
- ・第2期の総合戦略では、新たに重点を置く視点が加わっている(①地方へのひと・資金流れを強化する、②新しい時代の流れを力にする、③人材を育て活かす、④民間と協働する、⑤誰もが活躍できる地域社会をつくる、⑥地域経営の視点で取り組む)。

(2) 本市の方向性(別添資料3-3、3-4、3-5参照)

- ・本市は2021年度から始まる新総合計画の策定検討を進めている。基本的な考えは、環境変化に対応して活力を持ちまちが輝く将来都市像。
- ・この間の本市の取組みで、新総合計画にも反映させていく取組みは次のものがある。
 - ①スポーツのまちづくり
 - ②民間活力の導入
 - ③外国人向けの相談体制の強化等
- ・特に③については、本年度予算で第2期東大阪市総合戦略の策定に向けた調査経費等を用意しており、産業集積を有する本市で労働力人口が減少していくことに対応する方策としてどのようなことが考えられるかについて、産業界の実態とニーズを把握するアンケート調査を実施していく予定(高校・大学生の地元就労、女性や高齢者の就労、外国人の就労)。
- ・そのニーズを踏まえ、今後①～③について、第2期総合戦略や新総合計画に位置付けていくことを検討していく(新総合計画に位置付ける事業は令和2年度に検討していくため、12月に国が策定する第2期総合戦略等を踏まえつつ、本市の第2期総合戦略を令和2年度に策定していく予定。そのため、現在の第1期総合戦略の期間を延長していく)。
- ・一方、第1期の東大阪市総合戦略については、第1期の取組み事業の評価を行って、国の方針と同じように第2期でも基本方針を維持させて強化しながら策定作業を進めていく予定。

第1期東大阪市総合戦略施策体系図



まち・ひと・しごと創生基本方針2019について

令和元年 7 月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて



第2期「総合戦略」策定に関する有識者会議(増田寛也座長)において第1期の検証と第2期に向けた取組を取りまとめ

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

◎基本方針の枠組

- ①第2期(2020年度～2024年度)の基本的な考え方
- ②第2期の初年度(2020年度)に取り組む主な事項

◎スケジュール

6/21: 基本方針2019策定

12月: 第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版総合戦略を策定

第2期の方向性

第1期(2015年度～2019年度)の枠組

国

2014年12月策定

長期ビジョン

: 2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

総合戦略

: 第1期の政策目標・施策を策定

地方

全ての都道府県、1,740市区町村において策定済み

地方人口ビジョン

: 各地域の人口動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略

: 各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、第1期の政策目標・施策を策定

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、
安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】情報支援、人材支援、財政支援

第2期(2020年度～2024年度)の枠組

第1期での地方創生について、「継続を力」にし、
より一層充実・強化

(国のビジョン・総合戦略)

◆年内に改訂(ビジョンについては、大きな変更なし)

(地方のビジョン・総合戦略)

◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、切れ目なく改訂

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

<4つの基本目標>

◆従来の枠組を維持しつつ、必要な強化

・「地方への新しいひとの流れをつくる」の取組の強化

・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携

◆「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加

◆新たな視点に重点をおいて施策を推進

・新しい時代の流れを力にする(Society5.0等)、人材を育て活かす等

<地方創生版・三本の矢>

◆従来の枠組を維持

◆地方創生関係交付金については、必要な見直しを実施

第2期における新たな視点

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

(2) 新しい時代の流れを力にする

- ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆SDGsを原動力とした地方創生。
- ◆「地方から世界へ」。

(3) 人材を育て活かす

- ◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

(4) 民間と協働する

- ◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

(6) 地域経営の視点で取り組む

- ◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

2020年度における各分野の主要な取組

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

- 「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開
- 新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展
- 「海外から稼ぐ」地方創生
- 地方創生を担う組織との協働
- 高等学校・大学等における人材育成

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方への企業の本社機能移転の強化
- 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流
- 政府関係機関の地方移転
- 「関係人口」の創出・拡大
- 地方公共団体への民間人材派遣
- 地方の暮らしの情報発信の強化

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- 個々人の希望をかなえる少子化対策
- 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

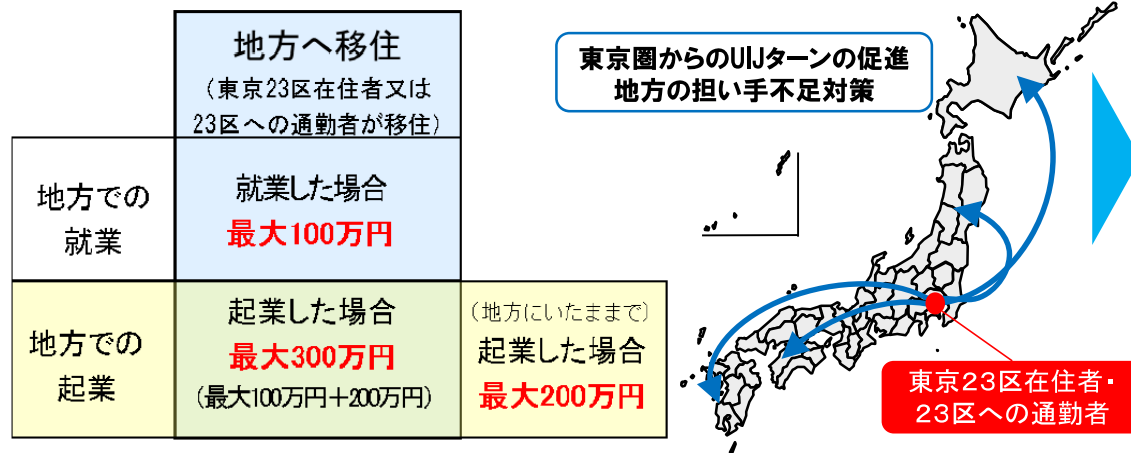
- 交流を支え、生み出す地域づくり
- マネジメントによる高付加価値化
- Society5.0の実現に向けた技術の活用
- スポーツ・健康まちづくりの推進

5. 連携施策等

- 地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進
- 東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化
- 規制改革、地方分権改革との連携
- 国土強靱化等との連携

「関係人口」の創出・拡大①

【地方創生推進交付金によるUIJターンの推進】(2019年度～)

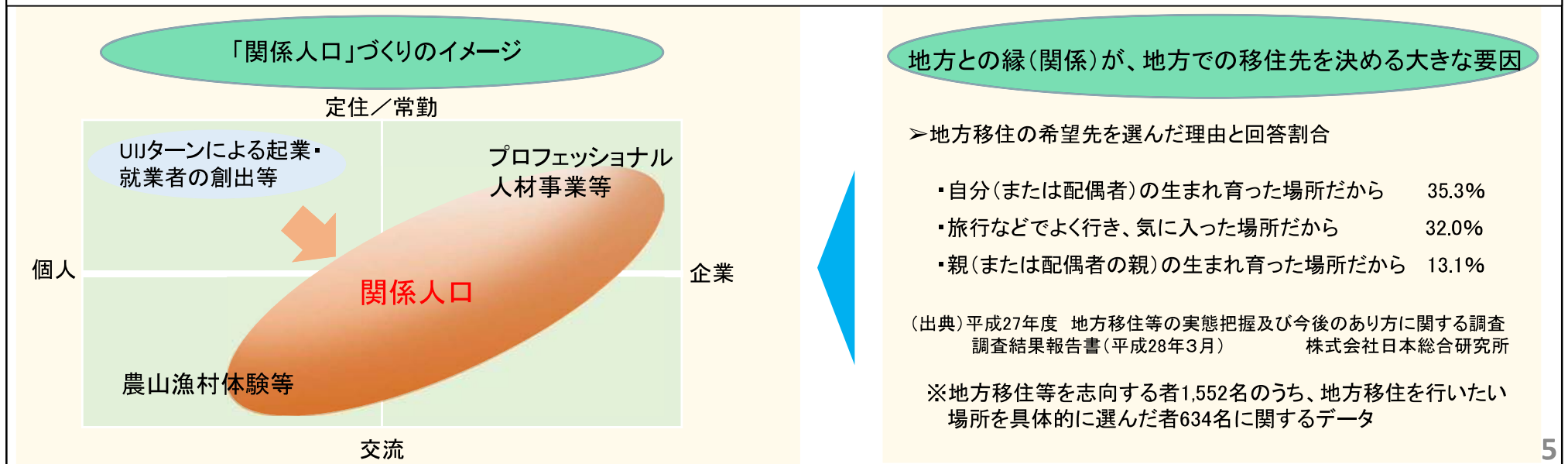


○地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)
(H31.4.1現在)

＜交付対象事業数(1回目採択)＞
・38道府県(1,034市町村と連携)

※起業支援金・移住支援金の制度を昨年12月に公表したのち、ふるさと回帰支援センターへの相談件数は増加
(12月～4月、前年比約13%増)

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を目指す。その際、個人と企業の取組を加速。



「関係人口」の創出・拡大②

➤ 様々な「関係人口」に関連する取組を加速化

・プロフェッショナル人材事業

・サテライトオフィス・二地域居住



Sansan株式会社 神山ラボ(徳島)

・サテライトキャンパス



慶應義塾大学鶴岡タウンキャンパス

・地方創生インターンシップ



・子供の農山漁村体験



2024年度に小学生、中学生、高校生について現在の取組を倍増

➤ 総合的な情報を集約・発信する拠点を全国に展開

① 特定地域との継続的な関わりを求める
都市住民等の創出・拡大
＜「ファン」づくり＞

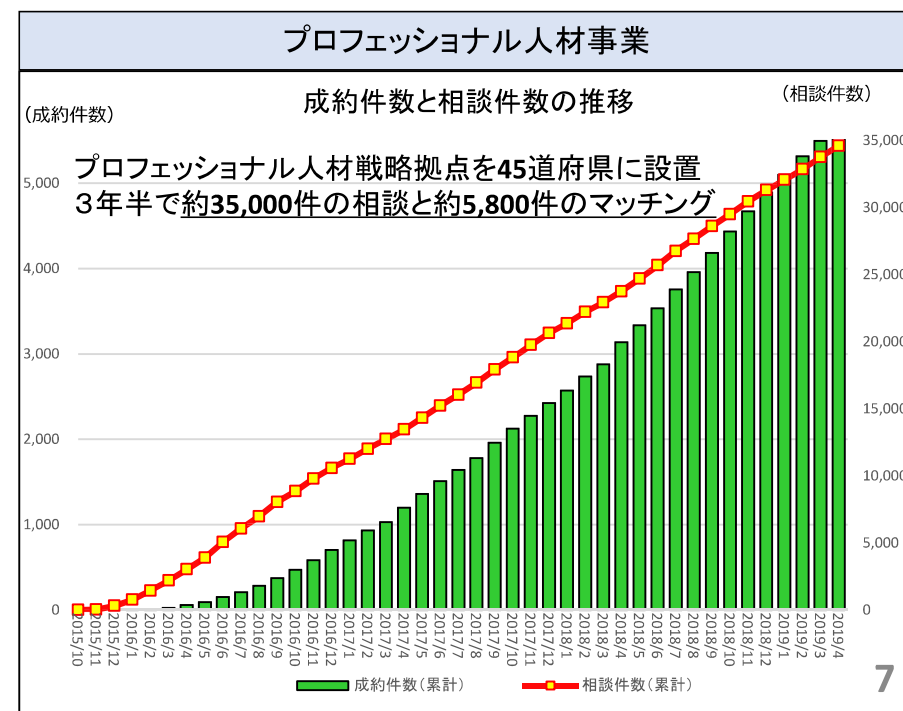
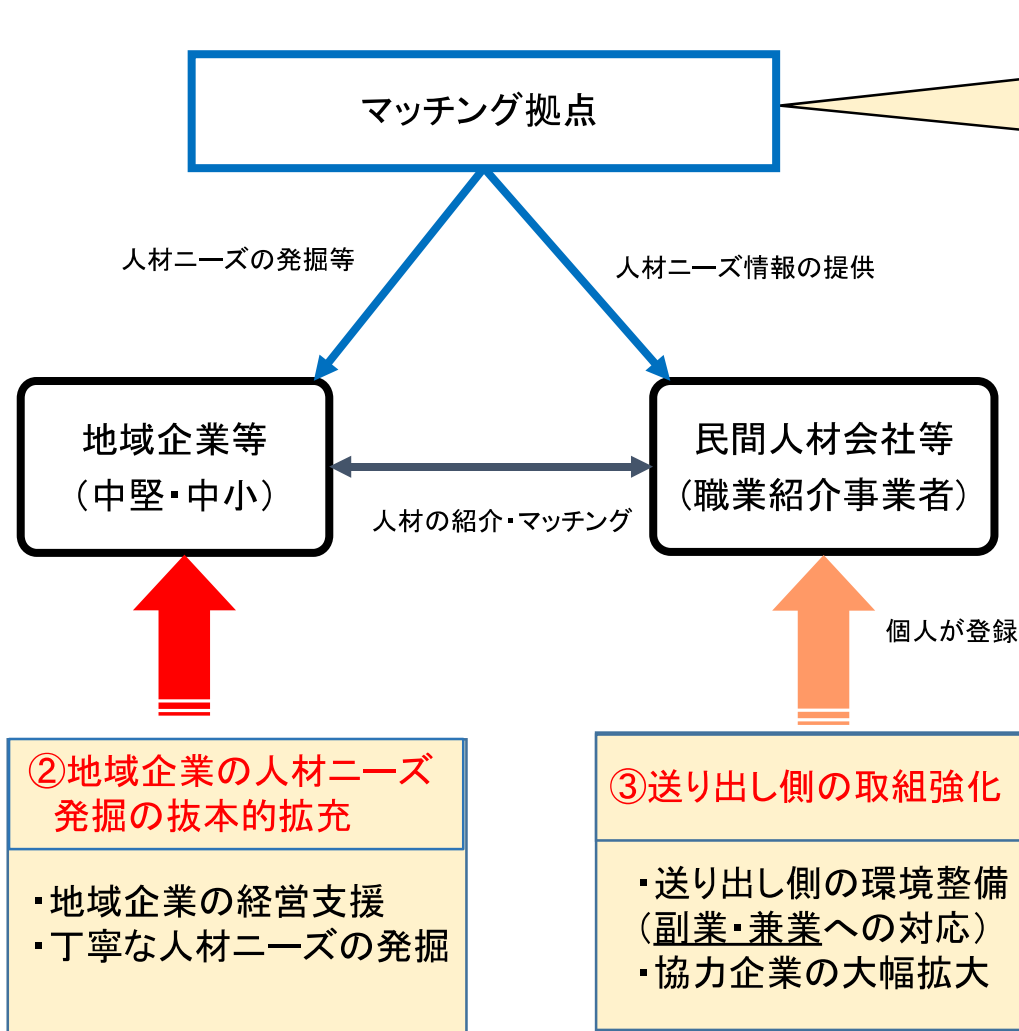
② 副業・兼業として地域に関わる人材の活用
＜「しごと」づくり＞



コーディネート拠点
(関係案内所・案内人)

地域人材支援戦略パッケージ

- 地域企業の経営課題の解決に必要な人材マッチング支援を抜本的に拡充する地域人材支援戦略パッケージを推進。
- 具体的には、地域金融機関等による地域企業の人材ニーズの発掘の強化、人材の送り出し元となる東京圏の企業の開拓・連携強化等により、副業・兼業等も含めた多様な形態による地域への人材供給を大幅に拡大。



民間資金の地方還流・地方への企業の本社機能移転の強化

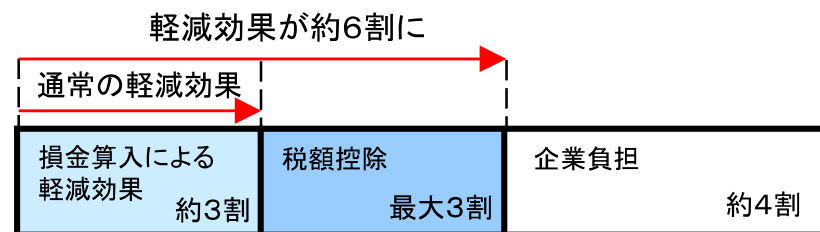
- 2019年度が期限である企業版ふるさと納税、地方拠点強化税制について、今後の取組を検討。

企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流

- 手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討。

制度概要 <企業版ふるさと納税>

○ 地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対する企業の寄附について税額控除の優遇措置をするもの(2016年度～2019年度)



事例①(人材育成)

岡山県玉野市

(株)三井E&Sホールディングスからの寄附(6,500万円)を受け、市立高校に工業系学科を新設し、ものづくり人材を育成。



事例②(インバウンド推進)

ガイドの育成(岩手県遠野市)、海外プロモーション(奈良県)等。

事例③(被災地支援)

臨時スクールバスの運行や復興イベント(広島県呉市)、自主防災組織の支援(岡山県)等。

地方への企業の本社機能移転の強化

- 東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討。

制度概要 <地方拠点強化税制>

○ 東京一極集中を是正する観点から、企業の管理部門や研究所などの本社機能を、東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充する場合に、設備投資減税(オフィス減税)や雇用促進税制等により支援するもの。



Society5.0の実現に向けた技術の活用

- Society5.0の実現に向けた技術の活用を、強力に推進。
- 支援窓口を内閣官房に設置し、関係省庁が連携して推進。

Society5.0の実現に向けた技術(未来技術)の地方における実用化イメージ

自動運転×AIヘルスケア ⇒ 住民生活の質の向上

課題解決

自動運転車を活用した地域交通の多様化やAIを活用した住民イベントによる外出誘因を通じた、**生活の利便性向上・ヘルスケア推進**。

無人電動カート活用による 新交通システム構築



AIを活用した住民主体の ヘルスケア推進



スマート農業×ドローン物流 ⇒ 産業等の生産性向上

ロボットトラクタによる農作業の自動化・効率化、ドローンによる生活物資等の自動配送等を通じた**地方の労働力不足に対応した地域経済の活性化**。

ロボットトラクタによる 農作業の自動化・効率化



ドローン配送による 物流効率化・住民の利便性の向上



未来技術

支援窓口を創設し、地方公共団体・関係省庁間の連携を強化

5G基盤活用の最大化

未来技術活用の基盤となる5G基地局の整備の支援や光ファイバ等の整備促進を実施 等

データの利活用

RESASの活用促進、観光・イベント情報など静的データや混雑情報など動的データの迅速な提供を推進 等

支援窓口

- ① 地方公共団体への
ハンズオン支援
- ② 関係省庁間の政策連携

デジタル人材の育成・確保

情報通信関連の事業者やメーカー職員等を活用した技術専門家等を地方公共団体に派遣する「ふるさと応援人材派遣制度(仮称)」の創設、地域情報化アドバイザー制度の推進 等

地方における実用化・普及支援

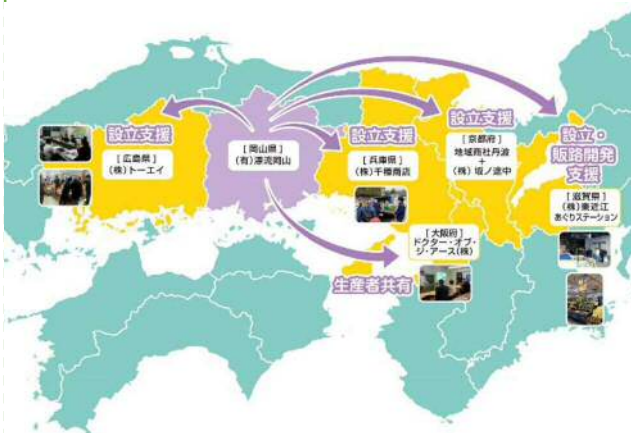
全国的なモデルとなり得る新たな社会システムづくりにチャレンジする取組について、地方創生推進交付金による新たな支援の仕組みを検討、首長等向けに活用事例集を送付し周知啓発 等

地方創生の担い手組織との協働

- 地域において地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成30年3月末内閣府調査)のみ。
- 様々な取組を行う組織を、①取組内容等に応じて類型化した上見える化、②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。

地方創生の担い手組織(例)

事例1(地域商社)
有限会社 漂流岡山



出典: 有限会社漂流岡山

地域密着型の「コンパクト型地域商社」の活動を通じて農業の計画生産化、所得の向上・安定、若手農家の事業化を支援。

同時に近畿・中国地方への取組の横展開の支援にも注力。滋賀で立ち上げた地域商社(株)東近江あぐりステーション)は年商6億円規模まで成長。

事例2(起業支援)
NPO法人 おっちLABO



出典: NPO法人おっちLABO

雲南市が開講した次世代育成事業「幸雲南塾」の卒業生が中心となり、若者の起業や地域活動を支援するNPOを設立。

「幸雲南塾」の取組では、全国各地の起業家からノウハウを学ぶケーススタディや、ネットワークとビジネススキルをもつ「コーディネーター」による伴走支援等を通じて、地域課題解決に向けた起業等を支援。

事例3(移住支援)
NPO法人Totie



出典: NPO法人Totie

出典: 小豆島町

小豆島住民と将来の小豆島住民に対して、空き家の改修・補助や移住・定住に関する事業を行い、UIターン者の増加、地域活性化に寄与することを目的とし設立。

移住体験施設の運営・移住者交流会や島ぐらしイベントの開催・行政と連携した空き家バンクのサポートなど、移住希望者と地域住民をつなぐ活動を展開。

地域の将来を支える人材育成のための高校改革

- キラリと光る地方大学づくりに加え、人生の選択を考える重要な時期である、高等学校に着目して地方創生を推進。

- 東京圏への転入超過は就学・就職時が多い。

15～19歳 約27,000人
20～24歳 約75,000人 } 全体の3/4

- 県内の大学に進学する者は少ない。

32.9% (47都道府県平均)
【最高】 71% (愛知県)
【最低】 11% (和歌山県)

- 若者の減少により、高校維持が厳しくなる地域も存在。



文部科学省 平成30年度 廃校施設等活用状況実態調査より

- 選挙権年齢、成年年齢（民法）の20歳から18歳への引下げ。

<力をつける>

- ◆ 文章や情報を正確に理解する読解力など基盤的な力を確実に身に付ける

・遠隔教育など未来技術の活用
・教育の質の向上

<地元を知る>

- ◆ 「ふるさと教育」など、地域課題の解決を通じた探究的な学びを実現

・地域ならではの新しい価値を創造する人材
・グローバルな視点を持つ人材
・専門的な知識・技術を持つ人材 等

<地域と協働する>

- ◆ 地域の協働体制を構築

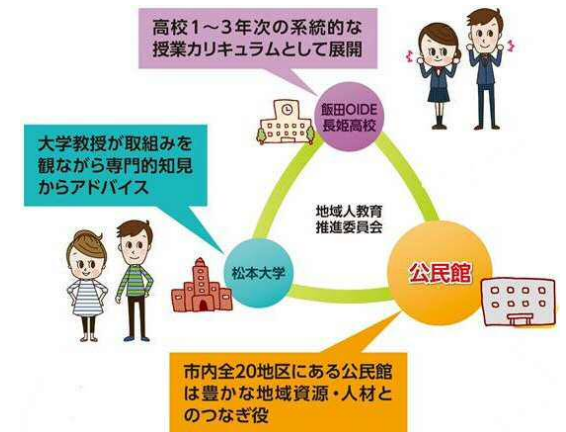
・広く関係者が一体となって関わるコンソーシアムの設置
・高校と地域をつなぐコーディネーターの検討 等

<地方を知る>

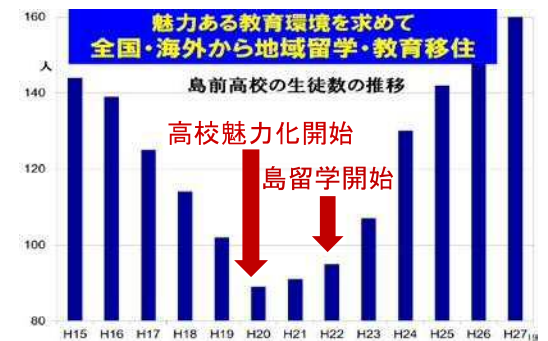
- ◆ 地域留学の推進

地域の特性を活かし、全国から生徒を受け入れ

地域人教育（長野県飯田市）



高校魅力化による人口増加 【島根県立隠岐島前高等学校（海士町）】



高校魅力化や島留学（地域留学）により、生徒数をV字回復。
これに伴い、家族での移住も増加。

個々人の希望をかなえる少子化対策／誰もが活躍できる地域社会の実現

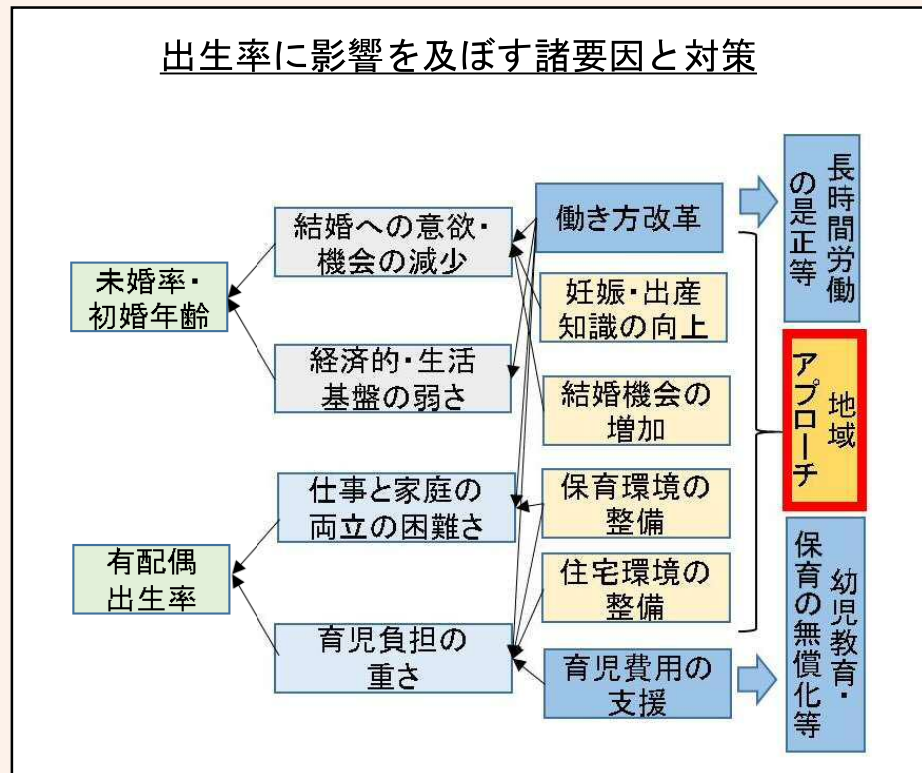
個々人の希望をかなえる少子化対策

経済的負担の軽減(幼児教育・保育の無償化等)や、働き方改革(長時間労働の是正等)などの国全体の取組に加え、地方創生の観点からの取組を推進。

○「地域アプローチ」による少子化対策の更なる推進

各地方公共団体が、地域ごとの課題を明確化し、これに対応した地域ごとのオーダーメイド型の少子化対策の取組を展開。

出生率に影響を及ぼす諸要因と対策



誰もが活躍できる地域社会の実現

女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現。

○居場所と役割のあるコミュニティづくり(全世代・全員活躍まちづくり)

- ・ 誰もが交流できる「多世代交流」の場づくりを推進。
- ・ 「生涯活躍のまち」の更なる推進。



○外国人材の活躍と共生社会に対する支援制度

- ・ 新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域への定着に向け、外国人の受入れ・多文化共生社会の実現に取り組む地方公共団体を支援。
- ・ 在外の親日外国人材の掘り起こしや地方公共団体等との円滑なマッチングを支援。
- ・ 留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、本年度中に結論。

スポーツ・健康まちづくりの推進

- ラグビーワールドカップ(2019年)、東京オリンピック・パラリンピック(2020年)を契機として、「スポーツ・健康まちづくり」の取組を推進・発展。

- 健康寿命の延伸が課題である中、適度な運動による健康づくりが重要。



佐久びんころウォーク(長野県佐久市)

●スポーツツーリズム、スポーツを通じた交流を促進

- ・ プロスポーツチームを地域のイノベーション創出の核に
- ・ 「アウトドアツーリズム」や「武道ツーリズム」を強力に推進

<目標(2021年度)>

- ・ スポーツ目的の訪日外国人:250万人(2017年度:187万人)
- ・ スポーツツーリズム消費額:3,800億円(2017年度:2,702億円)

●地域のスポーツ資源を最大限活用

- ・ 各地域のスポーツ資源(施設・指導者等)をオープンデータ化
- ・ 民間事業者も巻き込んだ新たなビジネスの創出

●スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツ分野と医療・介護・福祉分野の連携
- ・ 「歩く」まちづくりの更なる推進、ブランディング化

関係省庁が連携して推進

スポーツ・健康まちづくり

国土交通省

厚生労働省

総務省

内閣官房

スポーツ庁

観光庁

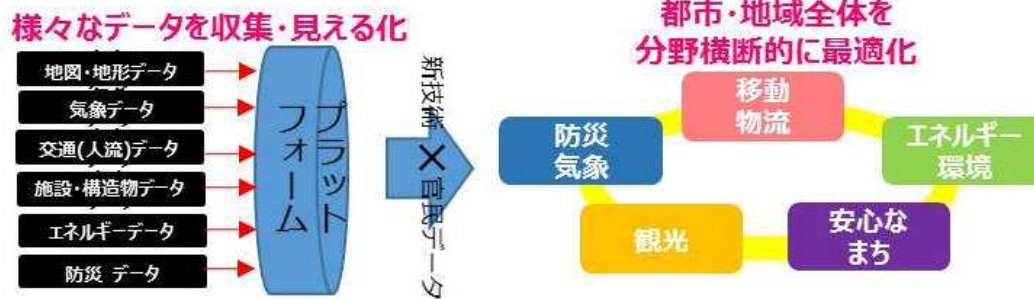
経済産業省

地域経営の視点で取り組むまちづくり

スマートシティ

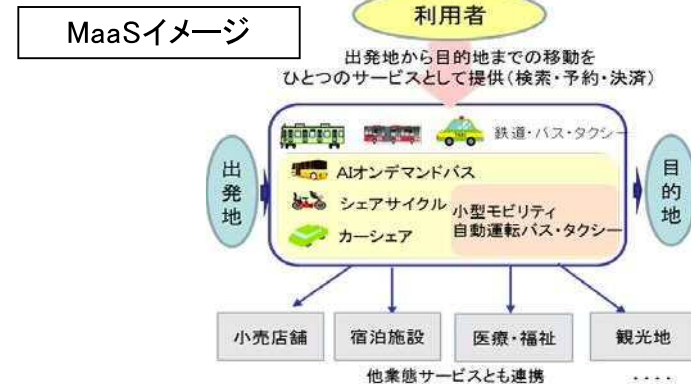
- AI、IoTなどの新技術や官民データの活用により、都市・地域課題の解決を図るスマートシティの取組について、モデル事業の実施や、官民連携のプラットフォーム構築等により推進。

<スマートシティの概念>



MaaS

- 交通事業者間のデータ連携に関するルール整備や、シームレス化に必要な交通結節点整備等により、MaaSなどの新たなモビリティサービスのモデル構築や社会実装を推進。
※MaaS…Mobility as a Service の略



居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり

- まちなかの歩行者空間の創出や都市空間の官民ボーダーレス化(※)の推進等により、まちなかに、ひとが集まる動機と居心地の良さがあり、歩きたくなるひと中心の空間を創出し、イノベーションの創出や地域消費の活性化を図る。

※公共空間の民間利用、民有空間の公的機能発揮



公園を芝生や民間カフェ設置で再生
(東京都豊島区)

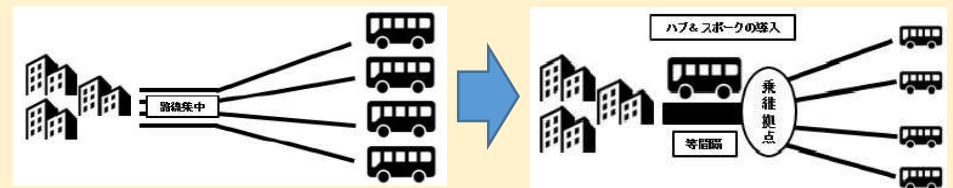


駅前の歩行者空間の創出(兵庫県姫路市)

地域交通を取り巻く課題への対応

- 地域の公共交通ネットワークの維持等のため、乗合バスなど交通事業者間の路線、運行間隔、運賃等についての連携・協働を円滑・柔軟に行うことができるよう、競争政策の見直しの観点から、具体的な仕組みを検討。
- 地域交通の維持・活性化に向けた取組を促進するための計画・支援制度等について、本年度中に制度改正等(※)に着手。
※地域公共交通活性化再生法の見直し等

【事業者間の連携・協働イメージ(路線ネットワークの再編)】



渋滞や運行の非効率性が発生

運行の効率化を実現

東大阪市スポーツ推進計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画はスポーツのまちづくりを計画的かつ効果的に展開するための道標として位置付けるものであり、本市のスポーツを取り巻く現状と課題を明らかにするとともに、庁内各部局との連携を図ることで、多岐にわたる行政分野においてスポーツの活用を進める基礎となる施策体系を示すために策定するものです。

スポーツが果たす役割		
青少年の健全な心身の育成	地域の一体感や活力の醸成	健康で活力に満ちた長寿社会の実現
人間の可能性の極限の追及	社会活力の創出と経済発展への寄与	国際相互理解と交流の促進

2. スポーツの定義と関わり方



3. 計画のあらまし

(1) 基本理念（めざす姿）

スポーツで「かがやく」「ひろがる」「つながる」まち ひがしおおさか
一人ひとりがスポーツに親しみ スポーツで「かがやく」
人生の豊かさ ささえる心が スポーツで「ひろがる」
人と人 東大阪市と世界が スポーツで「つながる」

(2) 計画期間

2019年度から2023年度（5カ年度）

社会情勢や国・大阪府、他の自治体の動向を注視し、適宜計画の見直しを行います。

(3) 計画目標

スポーツ参画人口の拡大（スポーツ実施率65%を目指します）

国がスポーツ基本計画において設定した目標を参考に、「週に1回以上、運動・スポーツを実施する成人の割合」を65%にすることを目指します。

4. 本計画が取り組む課題

課題A（スポーツ実施を促進するための課題）

- （1）世代・性別に応じたスポーツ参画施策の展開を
- （2）スポーツに参加する環境をより良いものに
- （3）スポーツに関する情報発信の強化を

課題B（スポーツを通じたまちづくりの課題）

- （1）スポーツの有用性と行政分野の関係および重点分野の整理を
- （2）スポーツおよび関連市場を拡大させるための協働の仕組みを

5. 基本方針

- スポーツに参画する多様な手段と機会の創出
- スポーツを通じた心身の健康と活力の増進
- スポーツを活用した経済活性化と魅力の創造
- スポーツを契機とした共生社会の実現

6. 施策の体系整理

スポーツ			健康	福祉	観光	経済	インフラ整備	取組み	その他の
ラグビー	まちづくり	生涯教育							

7. 計画推進のために

- （1）施策展開における協働の推進（関係部局との連携強化、関係団体等との協力体制の構築）
- （2）計画推進のための財源確保（国や大阪府等の支援策を積極的に活用した財源確保）
- （3）計画の評価、見直し（計画目標を基準に進捗管理、国や府の動向を注視して適宜見直し）

都市公園の管理・運営にあたっては、コストを下げつつ利用者の増加を図る取組みが不可欠である。収益を生み出す取組みを組み入れた効果的な管理・運営に向け、法的な規制緩和が進み民間活力の導入が期待できる領域となってきた。

背景

都市公園の管理・運営については、**黒字化を実現している成功例**も見られるようになってきている。

都市公園が持つ魅力やポテンシャルを最大限に引き出して質を高めつつ、社会情勢の変化を踏まえて多様なニーズを持つ来訪者を呼び込んで賑わいを創出するため、民間の資金やノウハウ・アイデアを導入する新たな手法が**規制緩和**によって選択可能となる状況が整ってきている。

(平成29年都市公園法の改正により、カフェ等の設置や設置期間の延伸、収益の公園整備への還元、建ぺい率の上乗せ等が可能)

花園中央公園の維持管理コスト(平成28年3月期)

維持管理施設名	差し引きコスト(赤字)
花園ラグビー場	約23百万円
野球場、多目的球技広場、公園、駐車場など	約151百万円
ドリーム21、美術センター	約117百万円
合 計	約291百万円

検討の目的

2019年に本市でラグビーワールドカップが開催されることに関し、ラグビー場に対して大型の投資を実施している。今後、**投資に見合うエリアに発展させていくためには、日常的なレベルで人が集まって賑わいを生み出すエリアに変えていくことが必要**である。ラグビーの聖地として最大限に魅力あるスポーツ施設としていくためにも、**規模のメリットが見込める都市公園一帯で考えて**投資と利用者を呼び込むことが効果的である。花園の名に恥じないポテンシャルを引き出して個性を際立たせていくため、現在の指定管理者制度以外の手法を視野に入れ、**民間の活力導入による管理・運営**へと幅を広げた手法によって検討していくことで、コスト削減や利用者の増加という実利を求めていくことを目指す。

サウンディングを実施

- ・検討にあたって、花園の市場性を民間企業がどのように見ているのかのマーケットサウンディングを平成31年1月～3月に実施した。
- ・具体的な提案として、花園中央公園内で収益施設を整備し、施設を一体管理していける事業者から提案があった。
- ・提案の具体的な内容については、今後、ヒアリングの追加調査を実施していく。
- ・最終的に公募要領を作成し、一体管理ができる事業者の募集に向けて作業を進めているところである。

各手法の特徴

P-PFI	期間20年 ・都市公園法第5条2～9 ・収益施設の設置管理と周辺の広場等の整備を一体的に行う事業者を公募選定 ・20年経過後は再公募か、10年を上限とする設置管理許可可
PFI	期間10～30年程度 ・PFI法 ・民間の資金と経営能力等を活用(都市公園法上の権能が付与されるものではないため、別途設置管理者制度等の適用が必要) ・PFI事業の設置管理許可期間は最大30年まで延伸可
指定管理者	期間3～5年程度 ・地方自治法 ・管理運営サービス向上とコスト縮減を目的とし、施設整備を伴わない
設置管理許可	期間10年(10年の更新可) ・都市公園法第5条 ・公園管理者以外の事業者に対して、公園施設の設置・管理を許可できる(売店等)

その他

- ・施設整備等を伴う設置管理許可やP-PFI制度は許可期間経過時に**現状復帰**して返却することが条件となる。
- ・収益施設と既存施設を一体的に使って、集客。

花園中央公園の効果的運用の取組みイメージ



- ・**管理運用コストの持ち出し**を現在の3億円弱から**低減**させていく。
- ・民間投資で魅力的な**収益施設が設置**され、**収益を活用して新たに周辺施設も整備**されていく。
- ・民間から様々な提案が出てくれば、スポーツ合宿向けの**宿泊施設なども整備**され、スポーツをするようなインバウンド等の宿泊利用も見込めるのではないかな。
- ・公園内では既存施設とも連動させた様々な**イベント**が開催される。
- ・市民や近隣市町村の居住者等の利用も促進される。
- ・**民間活力を活かしたまちづくり**が他にも波及していく。

ベトナム人採用後押し

6/19日刊 通訳配置、多言語翻訳機も

東大阪市



【東大阪】大阪府東大阪市の市役所内の

「東大阪市民多文化共生情報プラザ」でベトナム語の通訳スタッフと多言語翻訳機を導入した。同市の外国人登録数は2019年4月末時点で1万8326人（17年4月末比1159人増）で、76カ国

（同11カ国増）。中でもベトナム人が企業採用などを背景に1048人増加している。多文化共生のまちづくりを進め、企業が外国人活用を進めやすい環境を整える。

同プラザは外国人の在留資格や税金などの相談窓口で、月平均50—60人、多い月で月90

人の外国人が訪れる。これまで英語、韓国語（朝鮮語含む）、中国語に対応する3人の通訳スタッフを常駐させていたが、新たに週2日でベトナム語の通訳スタッフを配備した。相談動向を見て常駐切り替えを検討する。

加えて約100言語に対応する多言語翻訳機を導入した。4月に外国人実習制度が改正されたことから、企業で働く外国人と帯同家族の増加が見込まれる。東大阪市では「市として適正・円滑し、言語対応力を高める。東大阪市では（野田義和市長）と

資料4

[illegible]